

第7次矢掛町振興計画

- 進化を続けて成長するまち -

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度



YAKAGE 
EVOLVING  GROWING

岡山県 矢掛町

はじめに



矢掛町は、美しい山々と清流に抱かれ、穏やかな気候に恵まれた自然豊かなまちです。この地には、古くから息づく「温かい支え合いの精神」があり、町民一人ひとりの絆こそが、私たちの誇るべき宝物です。

今日の矢掛町があるのは、幾多の困難を乗り越え、まちづくりにご尽力された先人の方々のたゆまぬ努力と知恵の結晶である「礎」があったからこそであり、私たちは、この尊い歴史の延長線上に立っていることを深く心に刻み、感謝と敬意を持って、この町を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

近年、本町では、基幹産業である農業の振興に加え、江戸時代の情緒を今に伝える「歴史的町並み」を貴重な観光資源として再整備するとともに、まちの活性化の拠点として活用してまいりました。

こうした伝統と創造を融合させたまちづくりは、観光客数や新規出店数の増加という目に見える成果となって表れており、交流人口や関係人口の拡大、さらには町民の皆さまの幸福度の向上や地域経済の活性化において、本町の進むべき道が確かな形になりつつあると実感しています。

私たちは今、さらなる成長を目指す大きな転換点に立っています。

日々、目まぐるしく変化してゆく社会情勢の中で、あらゆる分野において変化にいち早く対応し、進化を続けてゆくことが求められています。歴史や文化を守りながら、新しい技術や知見を取り入れ、町民と行政が共に成長し合うことができるまちづくりを進めていかなければなりません。

町民の自主的な地域活動のより一層の支援や、多くの企業や団体などとの連携協定による様々な取組を推進し、さらには、まちの新たなアクティビティ拠点である「アウトドアヴィレッジやかげ」の開業による、まちの認知度向上や地域経済の活性化などが期待される中、町内外のニーズを的確に捉えながら、まちの進化と成長を図っていきたいと考えています。

町民の皆さまから寄せられた多くの想いや希望を真摯に受け止め、矢掛町がこの先も魅力的なまちとして輝き続けるために、まちの将来像を「進化を続けて成長するまち」と描き、今後進むべき基本的な施策の体系や方向性を「第7次矢掛町振興計画」として取りまとめました。この計画をまちづくりの羅針盤として、町民の皆さまと共に希望あふれる矢掛町を創造してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました振興計画審議会委員の皆様、まちづくりワークショップや町民意識調査などにご協力いただきました町民の皆様をはじめ、ご尽力いただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

矢掛町長 山岡 敦



→ 第1部	計画の策定にあたって	1
→ 第1章	第7次矢掛町振興計画の概要	3
1	策定の趣旨	3
2	計画の構成	3
3	計画期間と進行管理	4
→ 第2章	矢掛町の概況と時代の潮流	5
1	矢掛町の概況	5
2	時代の潮流	11
→ 第2部	基本構想	13
→ 第1章	まちづくりの理念	15
→ 第2章	まちの将来像	16
→ 第3章	将来像実現のための6つの視点	18
視点1	少子化・移住定住	18
視点2	幸福・健康長寿	18
視点3	教育充実	18
視点4	産業振興	19
視点5	DX(デジタルトランスフォーメーション)推進	19
視点6	サステナビリティ	19
→ 第4章	基本目標	20
基本目標1	元気に暮らせる健康長寿のまち	21
基本目標2	安全・安心で心地よいまち	22
基本目標3	歴史・文化のかおる教育のまち	23
基本目標4	活力ある産業が「交流」を生むまち	24
基本目標5	個性が輝く協働のまち	25

→ 第3部 前期基本計画 27

→ 第1章 施策体系 29

→ 第2章 分野別施策の方針 30

1 分野別施策の方針の見方 30

2 分野別施策の方針 32

基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち 32

基本施策1-1 子育て 32

基本施策1-2 健康づくり 34

基本施策1-3 地域福祉 36

基本施策1-4 障がい者・障がい児福祉 38

基本施策1-5 高齢者福祉 40

基本施策1-6 地域医療 42

基本目標2 安全・安心で心地よいまち 44

基本施策2-1 防災・減災・消防 44

基本施策2-2 防犯・交通安全 46

基本施策2-3 道路・河川・公園 48

基本施策2-4 土地利用 50

基本施策2-5 公共交通 52

基本施策2-6 脱炭素社会 54

基本施策2-7 環境保全 56

基本施策2-8 上・下水道 58

基本施策2-9 住宅・住環境 60



基本目標3	歴史・文化のかおる教育のまち	62
基本施策3-1	学校教育	62
基本施策3-2	学校環境	64
基本施策3-3	生涯学習	66
基本施策3-4	文化芸術	68
基本施策3-5	文化財	70
基本施策3-6	スポーツ・レクリエーション	72
基本目標4	活力ある産業が「交流」を生むまち	74
基本施策4-1	農林業	74
基本施策4-2	商工業	76
基本施策4-3	観光	78
基本施策4-4	産業連携	80
基本目標5	個性が輝く協働のまち	82
基本施策5-1	住民参加と協働	82
基本施策5-2	地域コミュニティ	84
基本施策5-3	関係人口の拡大	86
基本施策5-4	人権と多様性の尊重	88
基本施策5-5	AI時代のDX推進とイノベーション創出	90
基本施策5-6	行政運営	92

➔ 資料編 95

➔ 1	第7次矢掛町振興計画策定経過	97
➔ 2	第7次矢掛町振興計画審議会委員名簿	98
➔ 3	災害関連協定一覧	99



町民憲章

美しい山と川に恵まれた吉備のさと、わたくしたちの郷土矢掛は、山陽道の宿場町として栄えた歴史のまちです。

わたくしたちは、文化と田園のまち矢掛の輝かしい躍進のために、郷土を愛し、力を合わせて、たゆまぬ前進を誓いましょう。

1 自然を守り、住みよい環境をつくりましょう。

1 人間を大切にし、福祉のまちをつくりましょう。

1 教養を高め、文化の花を咲かせましょう。

1 勤労にはげみ、生氣あふれるまちをつくりましょう。

1 秩序を重んじ、明るいまちをつくりましょう。

→ 第1部

計画の策定にあたって

→ 第1章 第7次矢掛町振興計画の概要

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画期間と進行管理

→ 第2章 矢掛町の概況と時代の潮流

- 1 矢掛町の概況
- 2 時代の潮流



→ 第1章 第7次矢掛町振興計画の概要

1 策定の趣旨

振興計画は、矢掛町が目指す将来像を示し、町民の皆さまの理解と協力のもと、より良いまちづくりを進めていくための指針です。

本町では、これまで「防災・インフラ[※]」「医療・福祉」「産業・観光」「教育・子育て」等、様々な分野で積極的なまちづくりを進めてきました。こうした取り組みにより、交流人口や関係人口の増加、まちの認知度や幸福度の向上等、まちの活性化に大きな成果が出てきています。

まちづくり町民アンケートでの各施策の満足度調査においても、ほとんどの施策で満足度が高いという結果となっており、これまでの取り組みに対し高い評価をいただいているところです。

一方で、本町は全国的な傾向と同様に、少子高齢化と人口減少という課題に直面しています。出生数の減少と高齢者人口の増加は、生産年齢人口の減少、地域コミュニティの担い手不足、社会負担の増大といった様々な問題を引き起こしております。

このような厳しい社会状況を乗り越え、町民の皆さまと共に、活気あふれる未来の矢掛町を創造していくため、第7次矢掛町振興計画を策定しました。

本町は、この計画を羅針盤として町民の皆さまと目標を共有し、協働の力でまちの未来を切り拓いていきます。

※【インフラ】インフラストラクチャー(infrastructure)の略称。人々の生活や企業活動を支える社会資本のこと。

2 計画の構成

この計画は、矢掛町振興計画策定条例第3条に基づく「基本構想」「基本計画」で構成します。

【1】基本構想

まちづくりの基本的な理念であり、本町が目指す新しい将来像及び将来の基本目標を示すものです。

【2】基本計画

基本構想に示した将来像を実現するためのまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものです。

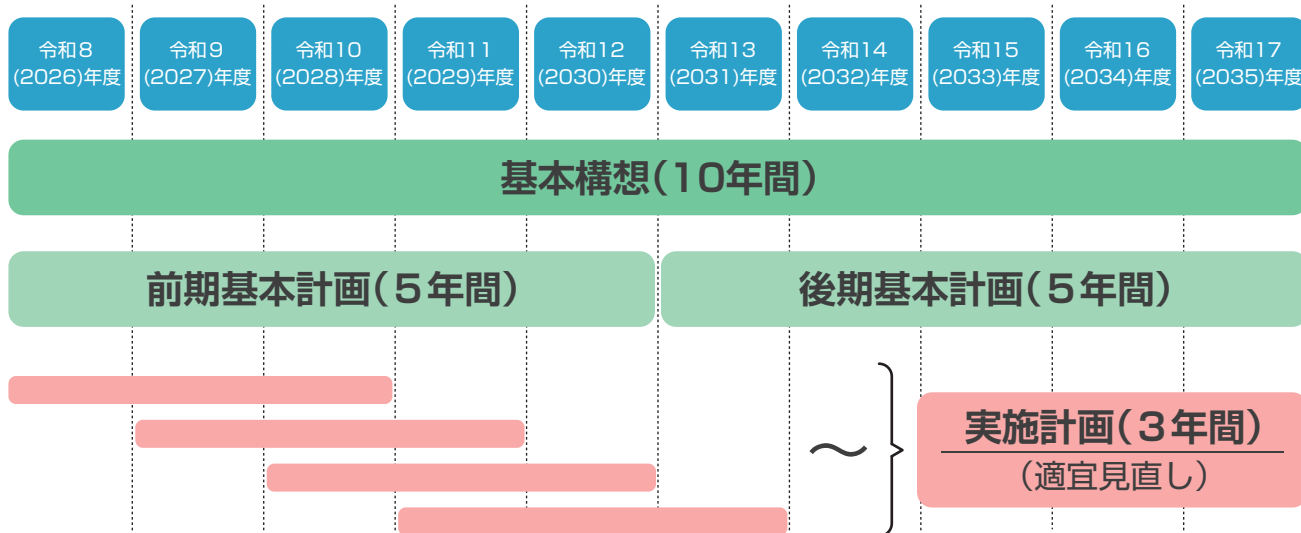
3 計画期間と進行管理

【1】計画期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」で構成されています。

「基本構想」の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

また、「基本計画」のうち「前期基本計画」の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。



【2】計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、多様な主体や庁内関連部署が方針を共有し、取組に対する成果を客観的に示す指標(KPI[※])を実施計画の中で設定し、その達成度を定期的に評価・見直しすることで、計画を効率的かつ効果的に進めていきます。

※【KPI】Key Performance Indicatorの略称。最終目標に向かうために必要な重要業績評価指標のこと。

→ 第2章 矢掛町の概況と時代の潮流

1 矢掛町の概況

【1】 矢掛町の位置と地勢

本町は、岡山県の南西部に位置し、高梁川水系の支流である小田川流域にひらけ、標高が15メートルから505メートルの比較的緩やかな丘陵に囲まれた盆地をなしています。東西12キロメートル、南北15キロメートル、周囲55キロメートル、町域面積は90.62平方キロメートルで、岡山県の総面積の約1.3パーセントにあたります。

町の東西を国道486号と鉄道井原線が走り、山陽自動車道の笠岡、鴨方、玉島インターチェンジまでの所要時間は20分～30分で交通の利便性に優れています。年間の平均気温は16.6℃程度であり、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。

奈良時代には、吉備真備を輩出した地方豪族下道氏の本拠地を礎に、古代山陽道の小田駅家(毎戸遺跡)が設置される等、交通の要衝として位置づけられてきました。その後、江戸時代には、高瀬舟の往来や、参勤交代の宿場町として栄え、水運と陸運が交わる物流の拠点として発展してきました。更に、矢掛宿のほか、小田に堀越という間の宿も営まれる等、このような歴史のあゆみが今日の自然環境に恵まれた文化と田園のまちを形成してきたといえます。

矢掛という地名は、その昔、四道将軍吉備津彦命が温羅(鬼)退治の際に放った矢が、弦宇山(現嵐山)の松の大木に掛かったという伝説によるものとする説があります。



【2】主要指標からみる矢掛町の特徴

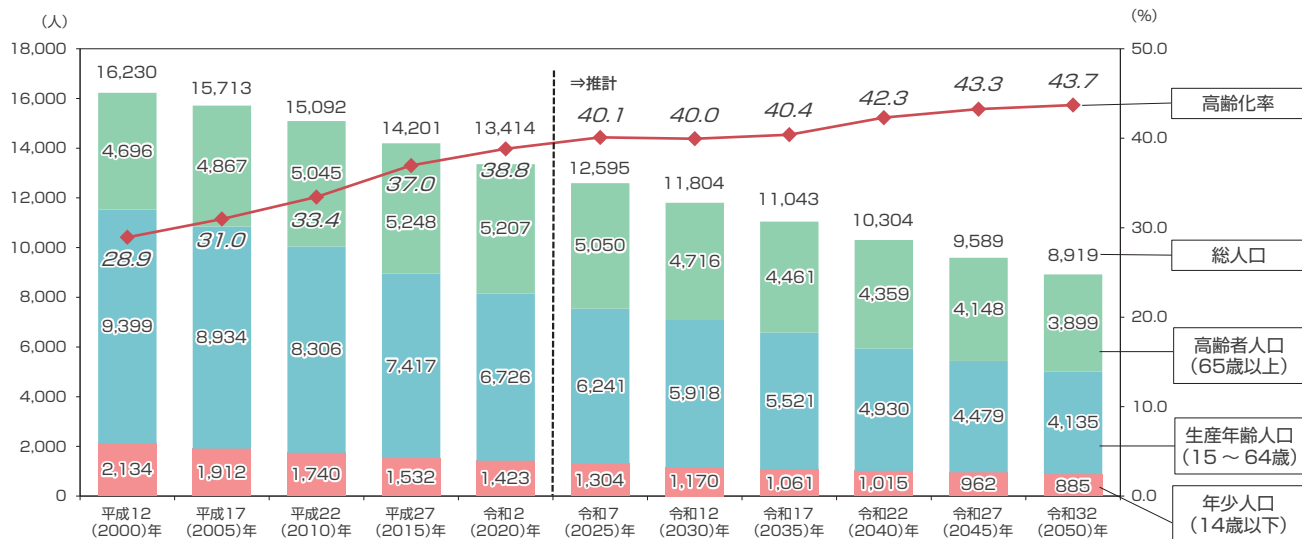
1 人口

本町の総人口は、近年、減少傾向が続いており、令和2(2020)年の国勢調査では13,414人となっています。国立社会保障人口問題研究所(社人研)による推計では、今後も減少を続け、30年後の令和32(2050)年には、約9,000人にまで減少すると見込まれています。

年齢3区分別の推移をみると、いずれの年齢層も減少しており、将来的にもこの傾向が続くものと推計されています。

このうち、高齢者人口の割合を示す高齢化率は平成12(2000)年以降急激に上昇し、令和2(2020)年の国勢調査では38.8パーセントとなっています。社人研推計では、今後も、上昇傾向ではあるものの、令和7(2025)年以降は鈍化し、令和27(2045)年以降は43パーセント台で横ばいになると見込まれています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計



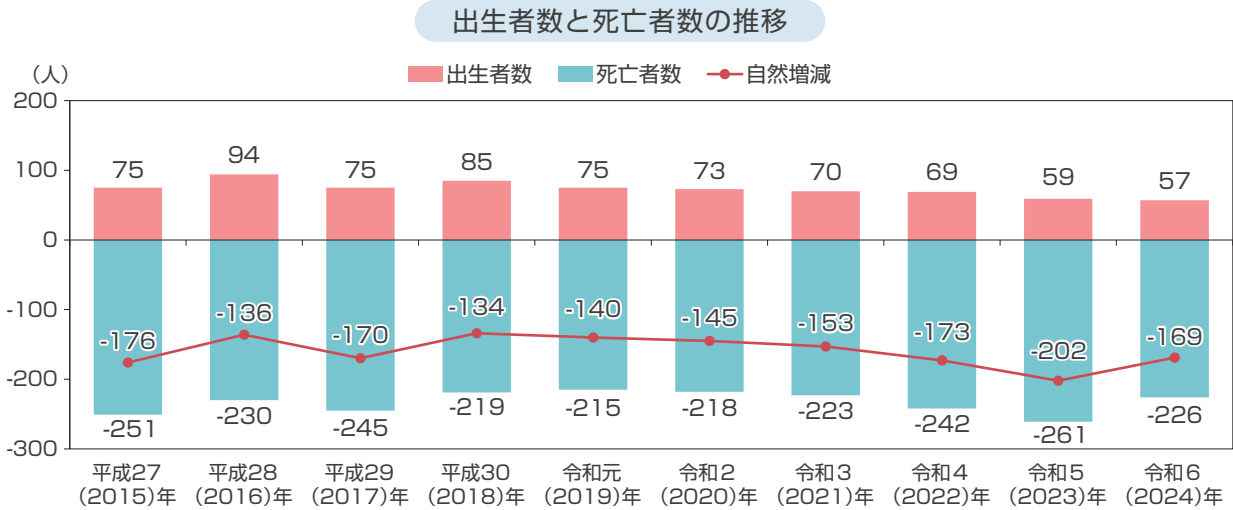
(注) 令和2(2020)年までの総人口には年齢不詳を含みます。

資料: 令和2(2020)年までは国勢調査

令和7(2025)年以降は国立社会保障人口問題研究所推計(令和5(2023)年推計)

2 人口の自然増減

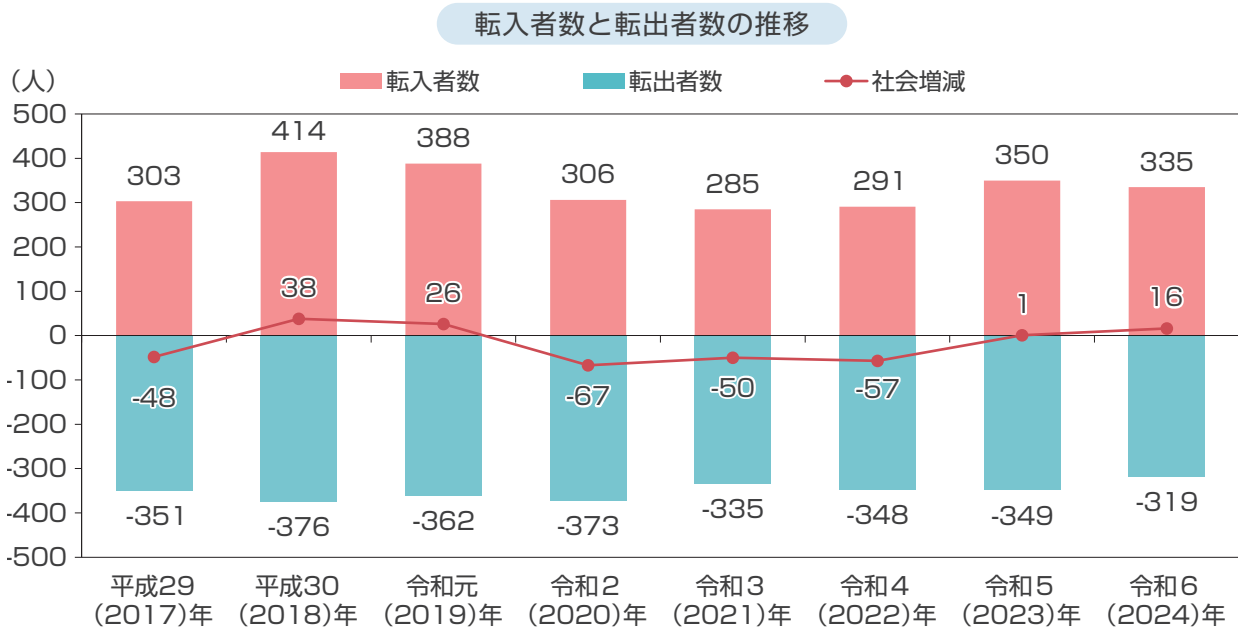
自然増減をこの10年間でみると、出生者数から死亡者数を差し引いた自然減は130人台から200人台の間を推移しています。出生者数は減少傾向で推移しており、令和6(2024)年の出生者数は最も少なく、57人となっています。



資料:住民基本台帳

3 人口の社会増減

社会増減をこの8年間でみると、転入者数から転出者数を差し引いた社会増は、令和2(2020)年から令和4(2022)年はおおむね50人台から60人台となっていますが、直近の2年間をみると、令和5(2023)年は1人、令和6(2024)年は16人の社会増となっています。



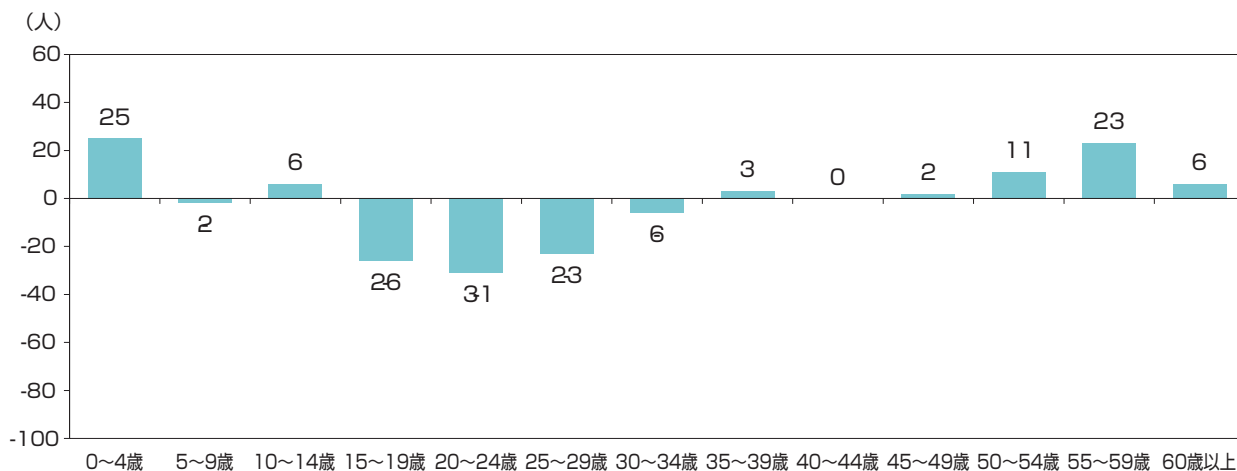
資料:住民基本台帳

4 年齢別転入・転出の状況

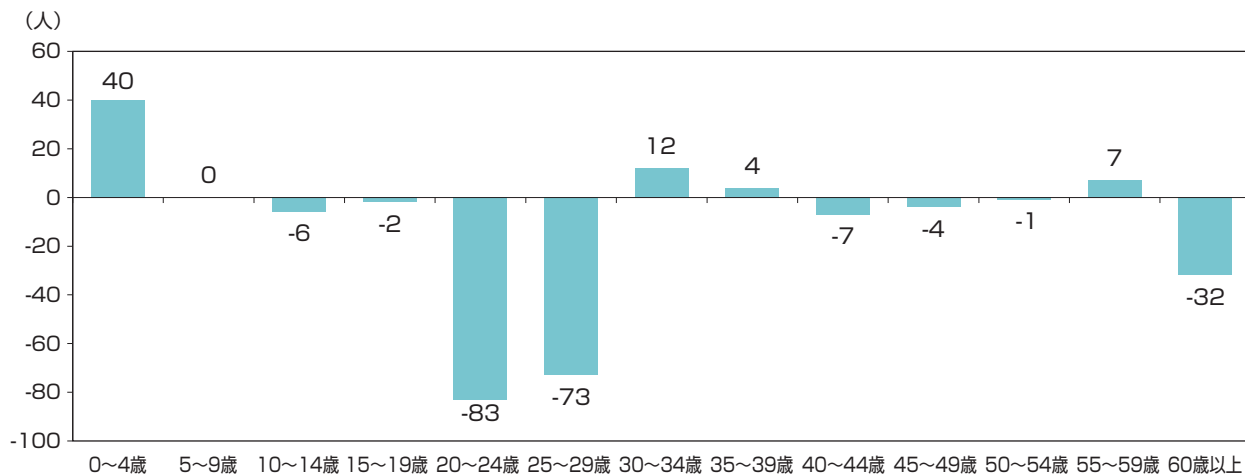
令和2(2020)年から令和6(2024)年までの男女別の人口移動は、男女ともに20歳代を中心に転出超過となっていますが、30歳代では、男性は拮抗、女性は転入超過となっています。

0～4歳は男女とも転入超過となっていますが、母親世代である女性の30歳代の人口移動との関連が考えられます。

男性年齢5歳別転入・転出人口



女性年齢5歳別転入・転出人口



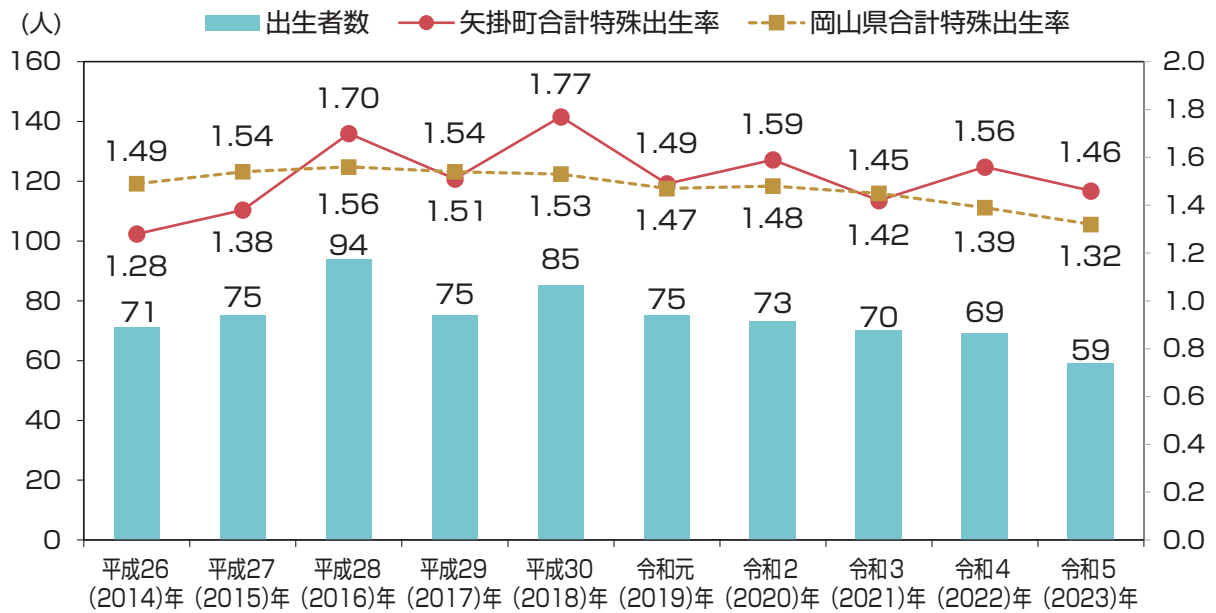
資料: 住民基本台帳

5 出生者数及び合計特殊出生率

本町の出生者数は、この10年間でみると、一部増減はあるものの、減少傾向にあり、令和5(2023)年は59人となっています。

また、本町の合計特殊出生率[※]は、この10年間では、1.28～1.77の間で推移しています。直近の令和5(2023)年は1.46となっており、岡山県平均の1.32を上回っています。

出生者数及び合計特殊出生率の推移



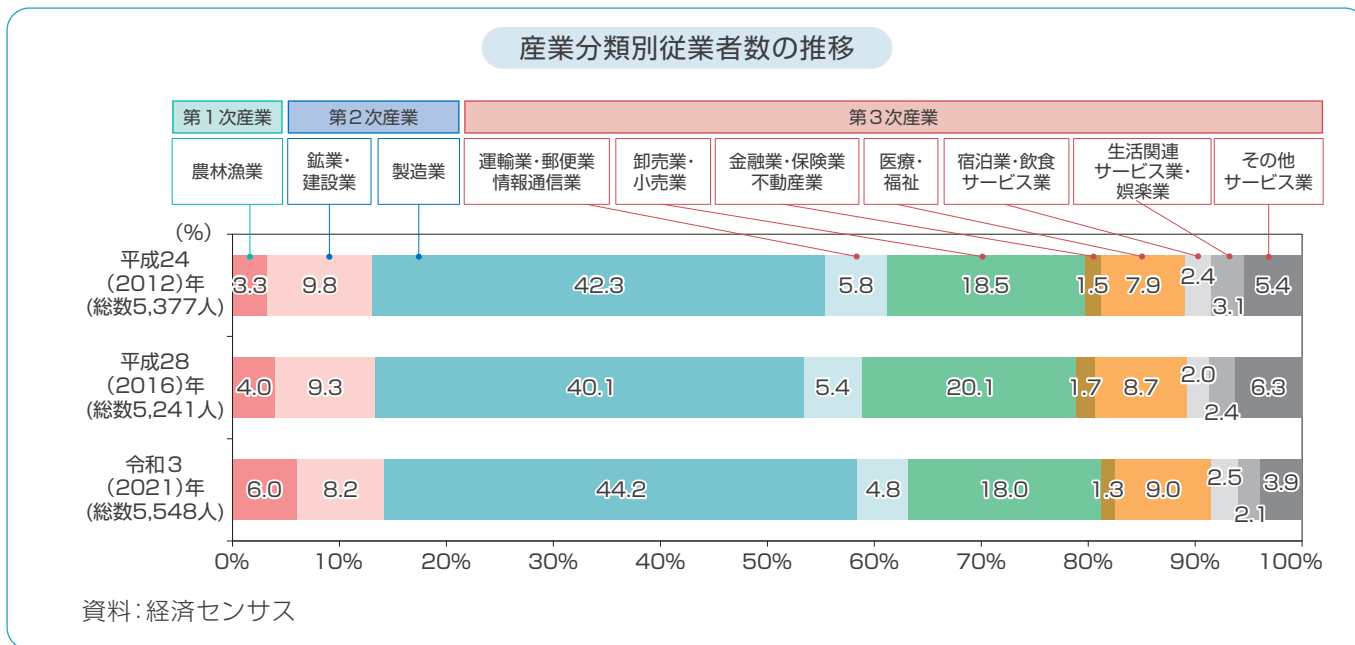
資料：住民基本台帳、岡山県衛生統計年報

※【合計特殊出生率】人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つであり、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値のこと。

6 産業

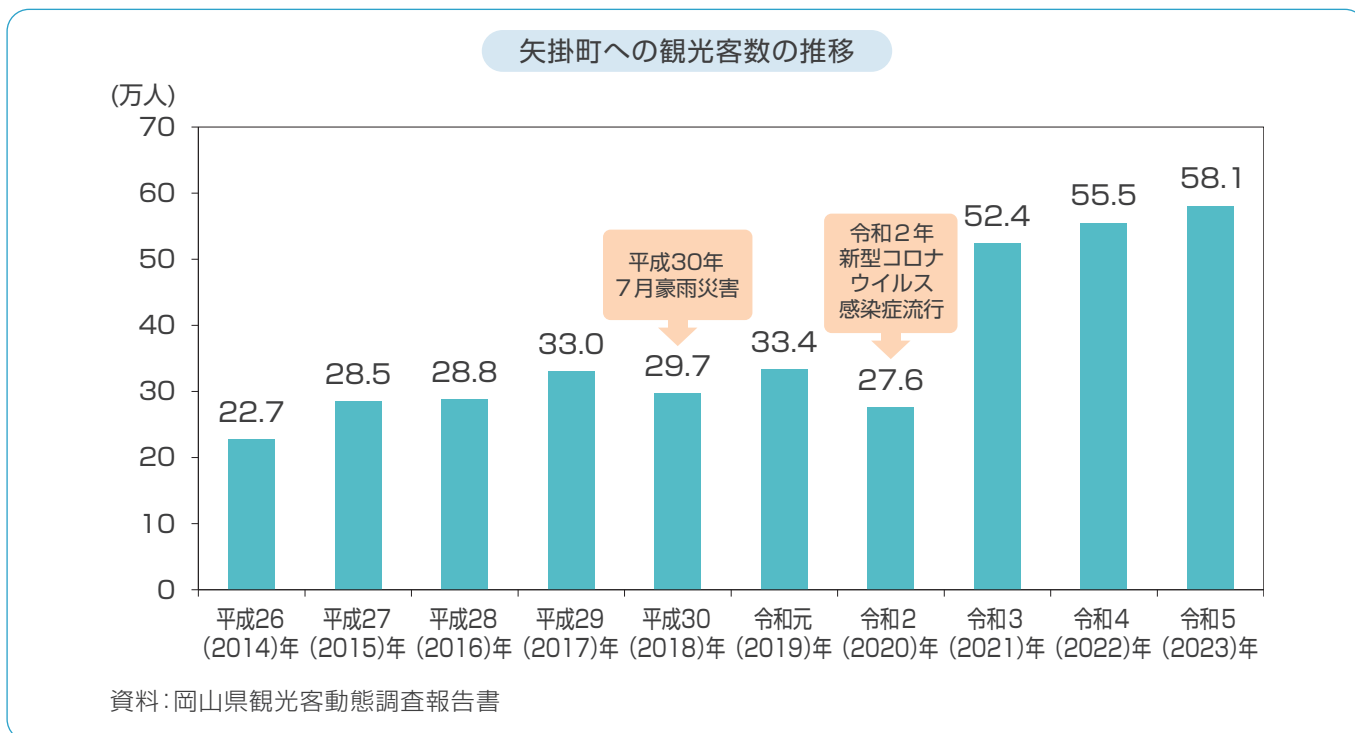
令和3(2021)年の公務を除く従業者数の産業分類別構成比をみると、本町は「製造業」が全体の4割以上を占めて最も高く、次いで「卸売業・小売業」が2割弱、「医療・福祉」、「サービス業」がそれぞれ1割弱を占めています。

平成24(2012)年から9年間の推移をみると、構成比としては「製造業」「医療・福祉」「農林漁業」が増加しています。



7 観光

本町への観光客数の推移をみると、令和5(2023)年では58.1万人となっています。観光客数が対前年比で減少している平成30(2018)年は7月の豪雨災害、また、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の流行等の影響はありましたが、年々増加傾向で推移しています。



2 時代の潮流

【1】人口減少、少子高齢化への対応

人口減少、少子高齢化に対しては、労働力や国内需要の減少、医療・介護・社会保障費の増大、地域コミュニティの弱体化等への対応が急務となっています。

これに対し、人口減少が進むことを受け止め、子育てや雇用環境の整備、移住・定住施策、地域包括ケアシステム[※]の構築等、持続可能で、多世代が支え合う体制づくりが求められています。

※【地域包括ケアシステム】要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

【2】安全・安心への意識の高まり

今後、集中豪雨、台風、さらに、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生による被害等が想定される中、地域防災力の強化、地域コミュニティの在り方が改めて問われており、災害への十分な備えや防災・減災対策への組織体制の整備が求められています。

また、高齢化が進行する中で、高齢者が被害者・加害者となる交通事故や、高齢者を狙った特殊詐欺が多く発生しており、防犯や交通安全に対する一人ひとりの意識をさらに高めていく取組が求められています。

【3】地域コミュニティの再構築

人口減少、少子高齢化が進行する中、核家族化や単身世帯の増加、共働き世帯や高齢者世帯の増加等を背景として、社会、経済の担い手が減少し、結果として地域における住民同士のつながりの希薄化や支え合う力の低下につながっています。

そのため、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現のため、持続可能な地域コミュニティの再構築が求められています。

【4】技術革新による時代の変化

高度情報化が進展する中、制度や組織の在り方を、デジタル化に合わせて再構築する社会全体の「DX[※](デジタルトランスフォーメーション)」が推進されています。そのため、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性の向上や業務の効率化による行政サービスの更なる向上等、町民の多様な幸せにつながるデジタル社会の実現のための取組が求められています。

※【DX】デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略称。デジタル技術で人々の生活をよりよいものに変革すること。

【5】持続可能な地域づくりの推進

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育等17の持続可能な開発目標が設定されています。

持続可能なまちづくりにおいては、SDGsの位置づけは不可欠となっており、経済、社会、環境を巡る幅広い課題に対する国際社会の目標として、あらゆる主体の取組が求められています。



【6】カーボンニュートラルに向けた取組

我が国では、令和2(2020)年に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に温室効果ガスゼロを達成することを目的とした「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

脱炭素社会[※]の構築に向けた動きが一段と加速することが予想される中、新たな技術革新や町民の環境意識の高まり等を背景に、経済と環境の好循環を生み出すことが求められています。

※【脱炭素社会】二酸化炭素(CO2)等の温室効果ガスの排出量を「実質ゼロに近づける」ことを目指した社会のこと。

→ 第2部

基本構想

→ 第1章 まちづくりの理念

→ 第2章 まちの将来像

→ 第3章 将来像実現のための6つの視点

視点1 少子化・移住定住

視点2 幸福・健康長寿

視点3 教育充実

視点4 産業振興

視点5 DX(デジタルトランスフォーメーション)推進

視点6 サステナビリティ

→ 第4章 基本目標

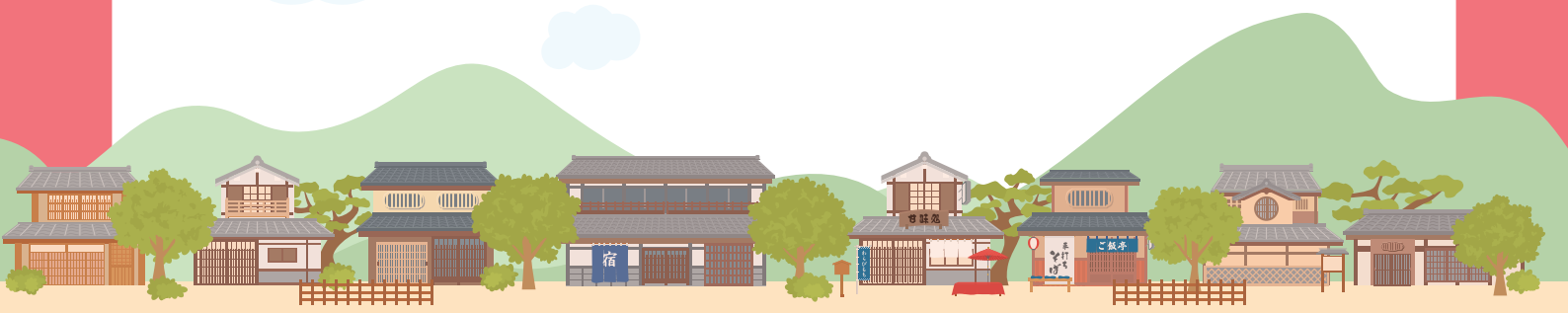
基本目標1 元気に暮らせる健康長寿のまち

基本目標2 安全・安心で心地よいまち

基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

基本目標5 個性が輝く協働のまち



→ 第1章 まちづくりの理念

本町における「まちづくりの理念」とは、町民の視点から地域社会の将来像を描き、そこへ向かうための基本的な考え方や価値観を示したものです。

そのため、本計画では「矢掛町民憲章」を基本にして、以下を「まちづくりの理念」とします。

まちづくりの理念

豊かな自然に囲まれ、
住みよい環境に恵まれたまち

支え合い・助け合いが町民の
尊厳と幸福を守るまち

未来を担う人財と町の
風土・歴史文化を育てるまち

働く喜びにあふれ、活力と
にぎわいのあふれるまち

安全・安心に支えられた
暮らしが続けられるまち

→ 第2章 まちの将来像

【まちの将来像】ロゴマーク

(生成AIにより作成)



自然や農業を表す「葉」と、技術や進化を表す「回路」を円形に配し、町の伝統と新たなテクノロジーの調和を表現するとともに、全体を包む「シールド(盾)」の形で、地域の大切なものを守りながら、常に向上心を持って挑戦しようとする「まちの姿勢」を象徴しています。

また、SDGsカラーを用いた循環するデザインにより、多様性を尊重しながら未来へ向かって止まることなく「進化(EVOLVING)」し、「成長(GROWING)」し続ける意志を示しています。

進化を続けて成長するまち

矢掛町は、美しい山と川に囲まれ、温暖な気候に恵まれた地域であるとともに、地域で支え合う温かい町民性を併せ持つ魅力的なまちです。

近年は、基幹産業である農業振興をはじめ、江戸時代の情緒を残す歴史的町並みを観光資源として活用し、新たなまちづくりを進めています。この取組は、観光客数や新規出店数の増加をみても、顕著な成果が表れ始めており、交流人口や関係人口の増加、本町の認知度や幸福度の向上、経済的な効果として、まちの活性化に大きな役割を果たすようになりつつあります。

こうした取組の方向性を維持しつつ、更なる成長を目指すためには、様々な分野で進化を続けることが求められます。また、豊かな自然環境や支えあいの町民文化、多様性を受け入れる風土といった、本町の魅力を守り続け、未来を担う子どもたちに受け継ぐことも求められています。

町民の皆さまから寄せられた多くの想いや希望を大切にし、これからの10年で矢掛町が更に魅力的なまちとして成長し続けられるよう、未来へつなげる願いを込めて、「10年後の将来像」を掲げます。

Future

未来

Now

現在



→ 第3章 将来像実現のための6つの視点

将来像実現のために必要な全ての施策分野に横断的に関わる視点として、6つの視点を掲げ、まちづくりを実践します。

視点1 少子化・移住定住

出生率の低下と人口減少の進行により、令和22(2040)年頃には3人に1人が65歳以上になると予測されており、労働力不足や地域経済の縮小、社会保障制度への負担増、若年層の都市部流出、結婚・出産・子育てに対する不安等、様々な課題に対する横断的な対策が求められています。

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会づくりや都市部をはじめとした他地域から若者が移住・定住しやすい環境整備等、多分野の施策を一体的に進めます。



視点2 幸福・健康長寿

少子化や高齢化が同時進行する中で、地域全体の活力を維持していくためには、健康寿命の延伸だけでなく、心の豊かさや地域での生きがいを感じながら、健康で活動的な生活を長く送ることが重要です。

赤ちゃんから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で、安心して自分らしく幸せに暮らせるまちを目指します。



視点3 教育充実

教育は、未来と地域を担う人づくりの基盤であり、家庭・学校園・地域が学びの共同体としてつながり支え合いながら、一人ひとりの成長や地域とともにある学びを推進する必要があります。

教育の全ての分野において、「ふるさとやかげを愛し しなやかで たくましい 人づくり」を基本理念とし、学びや人とのつながりを通じたウェルビーイング^{*}の向上を目指します。



※【ウェルビーイング】Well-beingと表記し、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。

視点4 産業振興

近年、地域経済を取り巻く環境は急激に変化し、グローバル化^{※1}やデジタル化の進展、少子高齢化による労働力人口の減少、環境問題への対応等、様々な課題が地域産業に影響を及ぼしています。

DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX^{※2}(グリーントランスフォーメーション)の活用による生産性向上や付加価値創出を図るとともに、農業、商業、観光等の本町の強みを活かし、地域資源を活かした付加価値向上と雇用の安定・拡大を目指します。



※1【グローバル化】人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むこと。

※2【GX】グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)の略称。化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組のこと。

視点5 DX(デジタルトランスフォーメーション)推進

少子高齢化による労働力人口の減少等の社会的な課題が深刻化する中で、従来型の業務・サービス提供だけでは持続的な行政運営が困難となっています。

全ての分野において、デジタル技術やオープンデータ[※]の利活用、データ連携等により、行政サービスの質の向上と業務の効率化・生産性向上を同時に進め、持続可能なまちづくりを目指します。



※【オープンデータ】誰もが許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工・頒布できる無償データのこと。

視点6 サステナビリティ[※]

地球温暖化による気温上昇、気候変動の加速、豪雨や猛暑等の異常気象の頻発等、社会への影響が深刻化する中、生物多様性の喪失、少子高齢化、地域経済の縮小等、地域と地球規模の課題が複合化しており、SDGsや、ESD(持続可能な開発のための教育)を踏まえた取組が求められています。

町民・事業者・行政が一体となり、地域の豊かな自然や歴史・文化等の資源を活かしながら、全ての施策分野において「持続可能な地域社会の実現」を目指します。



※【サステナビリティ】とは、環境や経済等に配慮した活動を行うことで、社会全体を長期的に持続させていこうという考え方のこと。

→ 第4章 基本目標

本計画では、まちの将来像を実現するため、5つの基本目標を設定しました。
まちの将来像と6つの視点及び5つの基本目標との関係は以下のとおりです。

まちの将来像

進化を続けて成長するまち

6つの視点

少子化・
移住定住

幸福・
健康長寿

教育充実

産業振興

DX推進

サステナ
ビリティ

6つの視点により将来像を実現

6つの視点により5つの基本目標を推進

5つの基本目標

基本目標1

元気に暮らせる
健康長寿のまち



基本目標2

安全・安心で
心地よいまち



基本目標3

歴史・文化の
かおる教育のまち



基本目標4

活力ある産業が
「交流」を生むまち



基本目標5

個性が輝く
協働のまち



基本目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

施策の方向性

- 少子化が進行する中で、地域全体で子どもの健やかな成長を支え、安心して妊娠、出産そして子育てができる環境を整備し、未来を担う世代を地域で育みます。



- 町民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康でいられるよう、予防医療の推進や地域に根差した健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸を目指します。



- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムを充実させ、誰もが生きがいを感じられる社会を築きます。



- 障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、福祉サービスや交流の場を充実させます。



- 食育や健康づくりを推進し、町民が互いに支え合いながら元気に暮らせるまちを実現します。



基本目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

施策の方向性

- 自然災害のリスクに備え、地域防災力の向上や避難環境の整備を進め、防災・減災・防犯対策を推進することで、町民の生命と財産を守り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。



- 町民の生活を支える道路、河川、水道、下水道等の社会生活基盤の計画的な更新や耐震化等により、暮らしやすく強じんなまちづくりを進めます。



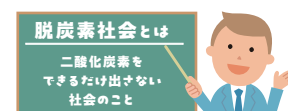
- 町民が快適で安全な生活を送れるよう、防犯意識の向上と地域一体となった防犯対策を進め、安心して暮らせる環境を整えます。



- 歴史的景観と調和した町並みや里山、河川や森林等の自然環境を保全し、町民と訪れる人が心地よく過ごせる生活環境を守ります。



- 豊かな自然環境を保全しつつ、再生可能エネルギー[※]や省エネルギーの取組を進め、脱炭素社会の実現に向けた行動を町全体で促進します。



※【再生可能エネルギー】太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等自然界に常に存在するエネルギーであり、温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーのこと。

基本目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

施策の方向性

- 未来を担う子どもたちが、社会の形成者としての自覚を持つことができるように、本町の豊かな歴史や伝統文化に触れ、地域への愛着と誇りを育む教育を推進します。



- 子どもたちの確かな学力、自ら挑戦する意欲、創造性を培うことができるように、個別最適で協働的な学習を充実させ、ICT*の積極的な活用や多様な学習環境の整備を推進します。



- 子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、未来を自立的に生き抜く力を育成するために、家庭や地域と連携して安全・安心で魅力ある学校づくりを推進します。



- 生涯学習の推進により、個人の成長や社会課題の解決につながる学びの機会及び人とのつながりを創出し、多様な人材が活躍できる環境整備を図ります。また、心の豊かさを育む文化芸術の振興を図ります。



- 地域の伝統行事や文化財の保存・活用を通じて、次世代への歴史文化の継承と世代間交流を促進します。



- スポーツを通じて町民の健康増進と交流の場を提供し、誰もがスポーツに親しみ健康で豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じたスポーツの推進を図ります。



*【ICT】Information and Communication Technologyの略称。通信ネットワークを活用してデータやシステムを共有・活用する技術のこと。

基本目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

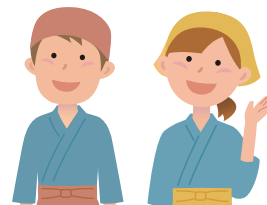
関連施策分野 農林・商工・観光

施策の方向性

- 高収益作物への転換や意欲ある農業者への農地の集積・集約、担い手確保育成等により、基幹産業である農業の産地ブランド化の推進や多面的機能の維持による農業の振興を図ります。



- 農業、商業、観光の連携により、特産品のブランド化や新たな商品開発を推進することで、地域経済の活性化と競争力のある魅力的な産業を育成します。



- 一般財団法人矢掛町観光交流推進機構(やかげDMO)を中心とした民間活力により戦略的に観光振興を推進し、交流人口の拡大による賑わい創出を促進します。



- 若者や女性、高齢者等、多様な人材が安心して働き続けられるよう、起業・創業支援や多様な働き方を支援する環境を整備し、活力ある地域経済の好循環を創出します。



基本目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

施策の方向性

- デジタル技術の活用による質の高い行政サービスの提供と効率化を進め、持続可能な行政運営を実現します。



- 町民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的に参画し、地域課題の解決に向けて多様な主体と連携・協働し、若い世代の声も積極的に取り入れ、個性と活気にあふれる地域社会を築きます。



- 全ての町民の人権が尊重され、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、人権意識の啓発と多様性を認め合う社会づくりを推進します。



- 多様化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、適正な組織体制の整備や職員の人材育成を進めるとともに、行財政改革を推進し、健全な財政基盤を維持しつつ、持続可能で効果的・効率的な行政運営を行います。



→ 第3部

前期基本計画

→ 第1章 施策体系

→ 第2章 分野別施策の方針

- 1 分野別施策の方針の見方
- 2 分野別施策の方針



→ 第1章 施策体系

まちの将来像	基本目標	基本施策
進化を続けて成長するまち	① 元気に暮らせる 健康長寿のまち	1-1 子育て
		1-2 健康づくり
		1-3 地域福祉
		1-4 障がい者・障がい児福祉
		1-5 高齢者福祉
		1-6 地域医療
	② 安全・安心で 心地よいまち	2-1 防災・減災・消防
		2-2 防犯・交通安全
		2-3 道路・河川・公園
		2-4 土地利用
		2-5 公共交通
		2-6 脱炭素社会
		2-7 環境保全
		2-8 上・下水道
		2-9 住宅・住環境
	③ 歴史・文化のかおる 教育のまち	3-1 学校教育
		3-2 学校環境
		3-3 生涯学習
3-4 文化芸術		
3-5 文化財		
3-6 スポーツ・レクリエーション		
④ 活力ある産業が 「交流」を生むまち	4-1 農林業	
	4-2 商工業	
	4-3 観光	
	4-4 産業連携	
⑤ 個性が輝く 協働のまち	5-1 住民参加と協働	
	5-2 地域コミュニティ	
	5-3 関係人口の拡大	
	5-4 人権と多様性の尊重	
	5-5 AI ^{*1} 時代のDX推進とイノベーション ^{*2} 創出	
	5-6 行政運営	

※1【AI】Artificial Intelligenceの略称。人工知能のこと。

※2【イノベーション】従来の仕組みや考え方に対して、革新的なアイデアや技術を取り入れ、新たな価値を生み出すこと。

→ 第2章 分野別施策の方針

1 分野別施策の方針の見方


第3部 前期基本計画
→ 第2章 分野別施策の方針

2 分野別施策の方針

書目 1 元気に暮らせる健康長寿のまち
関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策
1-1

子育て



施策の基本方針

安心して子育てができるまち
出会いの機会の創出、子育て支援の充実、援助を必要とする家庭等の支援により、安心して妊娠、出産、子育てができるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 令和6(2024)年の合計特殊出生率は1.40と県平均を上回っていますが、出生者数は減少傾向が続いています。 妊娠期から出産後まで一貫した支援を行い、子育て世帯の心理的、経済的な負担の軽減を図っています。 延長保育や一時預かりの実施、放課後児童クラブを設置し、働く保護者を支援しています。 こども家庭センターを設置し、妊産婦や子育て家庭への相談支援体制を強化しています。 ひとり親家庭や生活に困窮する子育て世帯等に対して、経済的支援を行っています。 結婚支援のため、結婚祝金や結婚新生活支援金交付のほか、広域での婚活イベントを実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> さらなる子育て支援施策を展開し、出生者数と転入児数をともに伸ばす必要があります。 安全安心に出産子育てができるよう、継続的な支援が必要です。 保育士の確保や資質向上、放課後児童クラブの施設環境整備等、保育サービスの充実のための継続した取組が必要です。 児童虐待や家庭児童相談の増加に対応するため、関係機関との連携体制の強化が必要です。 ひとり親家庭や生活に困窮する子育て世帯等には多様な課題が生じており、関係機関と連携した継続的な取組が必要です。 広域での出会いの機会の創出や、結婚新生活への経済支援等の継続的な取組が必要です。

関連する個別計画・条例等

- こども計画

施策の基本方針

施策の将来の目指す姿と、それを実現するための基本的な方針を記載しています。

現状

施策に関する本町の現在の状況や、これまでの取組を記載しています。

課題

現状を踏まえ、今後の取組を進めるにあたって課題となることを記載しています。

関連する個別計画・条例等

施策に関連する本町の主な計画や条例等を記載しています。

施策の展開



関連するSDGs

施策に関連するSDGsの目標を記載しています。

施策の柱

「施策の基本方針」を実現する主な取組の方針を記載しています。

主な取組

「施策の柱」ごとに、具体的に取組む事項を記載しています。

主な事業

「施策の柱」ごとに、実施する主な事務事業名等を記載しています。

1 子育て支援サービスの充実

- 主な取組**
- 利用しやすい子育て支援サービスや各種助成制度の充実
 - 子育て支援サポーター^{*}の派遣
- 主な事業**
- 地域子育て支援拠点事業、妊婦健診支援事業、妊産婦医療費助成事業、妊婦のための支援給付、子育て支援サポーター事業、不育症治療助成事業、こんには赤ちゃんチケット(おむつ券)、誕生祝金、産後ケア事業、子ども医療費助成事業、任意予防接種費補助事業、福祉タクシー助成事業

^{*}【子育て支援サポーター】子育てを応援するボランティアのこと。

2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

- 主な取組**
- 保育士等の確保と質の高い安全で安心な保育・幼児教育の推進
 - 放課後児童クラブの施設環境整備
- 主な事業**
- 保育園・子ども園保育料無償化、一時預かり事業、未就学児送迎給付金支給事業、こども誰でも通園制度、放課後児童クラブ運営事業、放課後児童クラブ利用料減免、やかげっ子ランド(園庭開放)

3 家庭や子どもへの適切な支援

- 主な取組**
- 産婦や乳児家庭への訪問による切れ目のない支援
 - 障がい児等に対する関係機関と連携した発達相談及び支援
 - 児童虐待の早期発見や未然防止のための適切な支援及び体制の充実
- 主な事業**
- こども家庭センター運営事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、やかげ親子教室(要経過観察児教室)、育児相談

4 ひとり親及び生活困窮者等への支援

- 主な取組**
- ひとり親家庭に対する手当の支給や医療費の助成
 - 生活に困窮する子育て世帯に対しての各種制度による経済的な支援
- 主な事業**
- ひとり親支援事業、児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成事業

5 結婚支援

- 主な取組**
- 広域での出会いの場の提供や結婚のための適切な支援
- 主な事業**
- 結婚推進事業

2 分野別施策の方針

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策
1-1

子育て



施策の基本方針

安心して子育てができるまち

出会いの機会の創出、子育て支援の充実、援助を必要とする家庭等の支援により、安心して妊娠、出産、子育てができるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

令和6(2024)年の合計特殊出生率は1.40と県平均を上回っていますが、出生者数は減少傾向が続いています。

妊娠期から出産後まで一貫した支援を行い、子育て世帯の心理的、経済的な負担の軽減を図っています。

延長保育や一時預かりの実施、放課後児童クラブを設置し、働く保護者を支援しています。

こども家庭センターを設置し、妊産婦や子育て家庭への相談支援体制を強化しています。

ひとり親家庭や生活に困窮する子育て世帯等に対して、経済的支援を行っています。

結婚支援のため、結婚祝金や結婚新生活支援金交付のほか、広域での婚活イベントを実施しています。

課題

さらなる子育て支援施策を展開し、出生者数と転入見数をともに伸ばすことが必要です。

安全安心に出産子育てができるよう、継続的な支援が必要です。

保育士の確保や資質向上、放課後児童クラブの施設環境整備等、保育サービスの充実のための継続した取組が必要です。

児童虐待や家庭児童相談の増加に対応するため、関係機関との連携体制の強化が必要です。

ひとり親家庭や生活に困窮する子育て世帯等には多様な課題が生じており、関係機関と連携した継続的な取組が必要です。

広域での出会いの機会の創出や、結婚新生活への経済支援等の継続的な取組が必要です。

関連する個別計画・条例等

- こども計画

施策の展開

関連するSDGs



1 子育て支援サービスの充実

主な取組

- 利用しやすい子育て支援サービスや各種助成制度の充実
- 子育て支援サポーター^{*}の派遣

主な事業

地域子育て支援拠点事業、妊婦健診支援事業、妊産婦医療費助成事業、妊婦のための支援給付、子育て支援サポーター事業、不育症治療助成事業、こんにちは赤ちゃんチケット(おむつ券)、誕生祝金、産後ケア事業、子ども医療費助成事業、任意予防接種費補助事業、福祉タクシー助成事業

^{*}【子育て支援サポーター】子育てを応援するボランティアのこと。

2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

主な取組

- 保育士等の確保と質の高い安全で安心な保育・幼児教育の推進
- 放課後児童クラブの施設環境整備

主な事業

保育園・こども園保育料無償化、一時預かり事業、未就学児送迎給付金支給事業、こども誰でも通園制度、放課後児童クラブ運営事業、放課後児童クラブ利用料減免、やかげっ子ランド(園庭開放)

3 家庭や子どもへの適切な支援

主な取組

- 産婦や乳児家庭への訪問による切れ目のない支援
- 障がい児等に対する関係機関と連携した発達相談及び支援
- 児童虐待の早期発見や未然防止のための適切な支援及び体制の充実

主な事業

こども家庭センター運営事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、やかげ親子教室(要経過観察児教室)、育児相談

4 ひとり親及び生活困窮者等への支援

主な取組

- ひとり親家庭に対する手当の支給や医療費の助成
- 生活に困窮する子育て世帯に対しての各種制度による経済的な支援

主な事業

ひとり親支援事業、児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成事業

5 結婚支援

主な取組

- 広域での出会いの場の提供や結婚のための適切な支援

主な事業

結婚推進事業

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策 1-2

健康づくり



施策の基本方針

心豊かにいきいきと暮らし続けられる健康長寿のまち

ライフステージ*に応じた主体的な健康づくりの取組を推進し、生涯にわたり心豊かにいきいきと暮らし続けられる健康長寿のまちを目指します。

*【ライフステージ】年齢に伴って変化する生活段階のこと。

現状と課題

現 状

「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき、保健、福祉、医療、教育が連携した総合的な健康づくりを推進しています。

妊産婦や乳幼児の健診を通じ、成長発達の支援を行っています。

国民健康保険の医療費の適正化と被保険者の健康増進のため、保健事業を実施しています。

課 題

がん検診の受診率が低く、受診を促進する仕組みを構築する必要があります。

「食」の重要性に対する意識の啓発が必要です。

睡眠について学ぶ機会を設け、休養の重要性についての普及啓発が必要です。

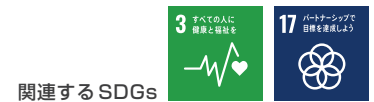
幼児健診において、医師の診察所見で要支援児の増加傾向が見られます。

特定健診の受診率向上への取組や、さらなる保健事業の充実が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 健康やかげ21・食育推進計画
- こども計画
- データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

施策の展開



1 生涯を通じた健康づくり

- 主な取組**
- 健康の保持及び増進の体制整備
 - 適度な運動習慣による健康寿命の増進

主な事業 がん検診、健康関係講演会、各種健康診査、健康相談、健康サポートルーム

2 食育の推進

- 主な取組**
- 健全な食生活基盤の育成

主な事業 栄養教室、おやこの食育教室、栄養相談

3 心の健康づくり

- 主な取組**
- 心の健康づくりの体制整備

主な事業 広報啓発、健康教育、精神障害者患者家族会

4 親子の健康づくり

- 主な取組**
- 安全・安心な出産の支援
 - 幼児健診を通じた子どもの成長発達への支援

主な事業 妊産婦健康診査、出産サポート119、乳児健康診査、予防接種費用補助、育児相談、すこやか学級、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査、2歳児歯科健康診査

5 保健事業の推進(国民健康保険)

- 主な取組**
- 国民健康保険被保険者の健康増進の推進

主な事業 特定健診・特定保健指導事業、慢性腎臓病重症化予防事業、健康フェスタ事業

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策 1-3

地域福祉



施策の基本方針

みんなが支え合い 安心して暮らせる福祉のまち

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

現状

少子高齢化等の社会構造の変化やライフスタイル^{※1}の多様化とともに、地域や町民が抱える課題（ニーズ）が複雑化、複合化しています。

担い手不足や地区間格差が見られます。

老人クラブ会員やいきいきサロン^{※2}数は減少傾向にあります。

課題

複雑で多様な課題（ニーズ）については、個々の状況に応じたきめ細やかな対応や関係機関との連携が必要です。

地域で支え合う仕組みや見守り体制を充実させることが必要です。

地域の人材の育成や町民の福祉に対する意識づくりが必要です。

地域の人材や地域資源を効果的に活用し、町民とともに地域を活性化していくことが必要です。

※1 【ライフスタイル】生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のこと。

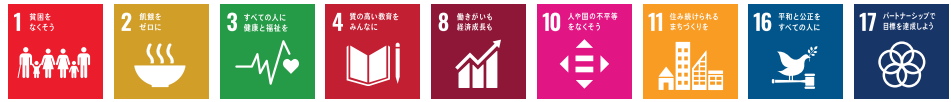
※2 【いきいきサロン】高齢者や子育て中の親子等地域の誰もが楽しく気軽に立ち寄れる仲間づくりと出会いの場のこと。

関連する個別計画・条例等

- 地域福祉計画
- 地域福祉活動計画

施策の展開

関連する SDGs



1 地域福祉の人材と意識づくり

主な取組 ● 地域の人材の育成と町民の福祉に対する意識づくり

主な事業 広報等を活用した情報発信、各種団体や活動への助成

2 支え合いの仕組みづくり

主な取組

- 健康増進やフレイル[※]予防、高齢者や障がい者の自立支援、困窮者の自立推進
- 虐待や権利擁護に関する課題に対する専門職や社会福祉協議会等の関係機関との連携による適切な対応
- 町民が抱える複雑で複合的な課題への包括的な支援
- 福祉サービスの質の確保

主な事業 地域福祉基金事業、地域生活支援事業、重層的支援体制整備事業

※【フレイル】加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

3 地域福祉活動の拠点づくり

主な取組

- 公民館等を拠点にした地域の人材や地域資源の活用による町民主体の地域活性化

主な事業 重層的支援体制整備事業

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策 1-4

障がい者・障がい児福祉



施策の基本方針

互いに尊重し 支え合う地域共生のまち

障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら共に生きがいのある暮らしをつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

現 状

障がいに対する理解が進んでおらず、アンケート調査では3割の障がい者が嫌な思いをしたことがあると回答しています。

地域共生社会の実現のために、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でその人らしく生活することが求められています。

障がい者(児)に関する社会資源や障がい福祉サービスが限られています。

課 題

障がい者(児)に対する正しい理解を促す啓発等の活動や幼少期からの障がい福祉教育が必要です。

障がい者(児)に関する社会資源や在宅者向け福祉サービスの充実が必要です。

障がい者(児)のニーズが多様化しており、分野や機関を超えて連携し対応することが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 障害者計画
- 障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域福祉計画

施策の展開

関連するSDGs



1 バリアフリーの実現

主な取組

- 障がいに対する理解の促進
- 早期からの福祉教育の実施
- 障がい者(児)が生き生きと暮らせる社会の推進

主な事業

まちづくり出前講座、小学校での福祉教育、障害者自立支援協議会のパネル展、障害者総合支援事業

2 自立した生活の支援と相談体制の充実

主な取組

- 働く意欲を持った障がい者に対する適切な就労支援
- 障がい者(児)が住み慣れた地域で暮らし続けられるための福祉サービスの充実
- 複雑で多様な課題に対する分野や機関を超えての連携とチーム支援の実施
- 本人が納得した選択ができる適切な意思決定支援の実施

主な事業

障害者総合支援事業、地域生活支援事業、重層的支援体制整備事業

3 障がい福祉サービスや社会資源の充実

主な取組

- 障がい特性に応じて適切に選択できるサービスの充実
- 障がいの有無に関係なく地域の中で過ごせる居場所づくりの推進
- スポーツや文化芸術活動を通じた障がい者(児)の余暇活動や交流機会の充実

主な事業

地域生活支援事業、重層的支援体制整備事業

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策 1-5

高齢者福祉



施策の基本方針

高齢者が自分らしく 元気に暮らし続けられる いきいき長寿のまち

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるように、介護予防を充実させ、医療・介護・福祉分野が連携してサポートできる体制整備を行い、「地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

現状

地域ミニデイサービス^{※1}、100歳体操実施団体の支援や老人福祉センターの講座等、介護予防に資する取組の支援をしています。

認知症高齢者が安心して住み続けることができるよう、認知症サポーター^{※2}の養成や認知症についての啓発を行っています。また、判断力が低下した高齢者の権利を守るために成年後見制度^{※3}の利用を推進しています。

高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムの深化・推進に努めています。

介護認定申請の増加に伴い、被保険者1人当たりの介護給付が増加しています。特に、施設サービス給付費が全国平均や近隣市町村と比較して高い傾向にあります。

高齢者の就労機会の確保や老人クラブへの支援、移動支援のためのタクシー利用の補助等を通じて高齢者が社会参加できる機会の確保を図っています。

課題

外出頻度が週1回以下の高齢者が25%を超えていることから、外出機会の確保や社会参加の促進のための多様な通いの場の整備が必要です。

認知症高齢者や単身高齢者の増加に伴い、町民による見守り体制と専門職の支援体制の強化が必要です。

地域課題の把握と対応策の検討を通じて、医療と介護の連携強化による支援体制の構築が必要です。

介護認定や介護給付に係る需要の増加に対応し、介護認定や介護給付が適正に行われるための体制の整備が必要です。

高齢者の社会参加の機会であるシルバー人材センター、老人クラブの会員数の確保や、高齢者が自宅で安全に暮らしていくためのサービス等を通じて、高齢者が元気に暮らし続けられるまちを創っていくことが必要です。

※1【地域ミニデイサービス】高齢者やボランティアが公民館等身近な場所に集い、レクリエーションや体操、会食等の様々な活動を通して楽しく過ごす場のこと。

※2【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

※3【成年後見制度】認知症や知的障害、精神障害等によって、判断能力が十分ではない方の権利や財産を守り、生活を支えるための制度のこと。

関連する個別計画・条例等

- 地域福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



関連する SDGs

施策の展開

1 介護予防活動の推進

主な取組

- 町民主体の介護予防活動への支援
- 老人福祉センターの活用による高齢者の教養、福祉の増進

主な事業

地域ミニデイサービス事業、老人福祉センター事業

2 認知症との共生と予防、権利擁護の推進

主な取組

- 認知症に関する地域への啓発活動の実施
- 認知症高齢者や家族への支援
- 判断能力が低下した高齢者のための成年後見制度の利用推進

主な事業

認知症総合支援事業、認知症高齢者や家族への支援、成年後見制度利用支援事業

3 地域包括ケアシステムの構築、深化

主な取組

- 矢掛町国民健康保険病院やたかつま荘等を中心とした医療及び介護連携の推進
- 高齢者の個別事案の分析による地域課題の抽出及び対策

主な事業

在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議、協力医療機関連携強化事業

4 介護保険の適正な運営

主な取組

- 介護認定審査会の適正な運営
- 介護給付の適正化

主な事業

介護認定審査会、介護給付費等費用適正化事業

5 高齢者の生活支援の充実

主な取組

- シルバー人材センターや老人クラブを活用した高齢者の社会参加の推進
- 高齢者の見守り支援
- タクシー利用の支援等による高齢者の移動支援

主な事業

高齢者地域福祉推進事業、高齢者見守り事業、福祉タクシー助成事業

目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち

関連施策分野 子育て・健康・福祉・医療

基本施策 1-6

地域医療



施策の基本方針

適正医療を通じて 地域に必要とされる医療体制の持続を目指すまち

町民が安心して適切な医療を受け続けることができるよう、町民との協働や矢掛病院の経営安定化を通じて持続可能な地域医療体制の構築を目指します。

現状と課題

現 状

矢掛病院は、高齢化率40%を超える地域にあり、一般的な複数の診療科と高度医療機器を有した「地域の拠点病院」として機能しています。また、町内で唯一の救急告示病院として町内救急搬送の8～9割を受け入れています。

本病院は、急性期の一般病床と併せて、サブアキュート(亜急性期)機能としての地域包括ケア病床と、高齢化に対応した長期療養の提供が可能な医療療養病床を有しています。

本病院は、併設の介護老人保健施設「たかつま荘」や地元医療機関、介護施設、町との連携による地域包括ケアシステムの構築を進めています。

課 題

人口減少と少子高齢化が進む社会状況の中、町民の理解を得ながら規模や機能の適正化と病院経営の安定化を確保していくことが必要です。

設備や機能の老朽化等に伴うハード面の整備について、今後の適正医療に即した内容となるよう検討することが必要です。

常勤医師については、不採算地区病院としての立地性等不利な条件のもと、思うような確保につながっておらず、確保に対する取組の継続が必要です。

必要な他の医療職種についても、在籍職員の高年齢化が進む中、働き方改革等ワークライフバランス^{*}に配慮しながら安定充足を目指すことが必要です。

※【ワークライフバランス】仕事(ワーク)とプライベートな生活(ライフ)の両方を調和させ、バランスを取ることで人生全体の充実感や満足感を得ることを目指す考え方のこと。

関連する個別計画・条例等

- 矢掛病院経営強化プラン

施策の展開

関連する SDGs



1 医療体制の規模適正化

主な取組 ● 適正規模・機能を有した医療体制の維持

主な事業 病院施設整備事業、医療機器等整備事業、院内電算システム整備事業、経営強化プラン策定事業、BCP(事業継続計画)策定事業

2 地域包括ケアシステムの推進

主な取組 ● 近隣医療機関、介護施設等や保健行政との連携

主な事業 矢掛地域医療介護連携フォーラム事業、オープンクリニック事業

3 医療職の適正確保

主な取組 ● 持続的な医療提供のための常勤医療職の確保

主な事業 医師・看護師等医療職確保事業

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-1

防災・減災・消防



施策の基本方針

地域の力で災害に強く 消防体制の充実した安全・安心で住み続けられるまち

「自助」・「共助」・「公助」が連携し、災害に強く、消防体制の充実したまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

自主防災組織^{※1}率は、令和7(2025)年10月現在86%を超え、防災士の会等と連携しながら地域防災力の向上を図っています。

迅速な情報伝達のための戸別受信機の貸与や、ハザードマップ^{※2}を全戸に配布しています。また、自主防災組織や自治会と連携し、個別避難計画の作成を進めています。

平成30(2018)年西日本豪雨災害を受け、排水施設(ポンプ及び水門)の新設や改修を行う等、水害防止対策を推進しています。一方で、高齢化により管理困難なため池が増加しています。

井原地区消防組合と矢掛町消防団が連携して、予防消防や迅速な消火活動に努めています。消防団は、消火活動・水防活動のみならず、行方不明者の搜索活動や自主防災組織への訓練指導等、地域の消防・防災の中核的役割を担っています。

課題

自主防災組織を結成していない自治会等に組織化を働きかけるとともに、災害時に適切に対応できるように、自主防災組織の活動の強化を図ることが必要です。

避難情報を迅速に伝えるとともに、避難所を地域とともに運営できるように、地域との連携の強化を図ることが必要です。また、避難行動要支援者が適切に避難できる体制を築くため、地域や関係機関と連携し、個別避難計画を作成することが必要です。

浸水対策事業の更なる推進や、排水施設の維持管理体制の確立が必要です。また、老朽ため池の改修や、未利用ため池の廃止を推進することが必要です。

井原地区消防組合の施設整備や維持管理の費用負担が大きく、消防の広域化への調整等対応が必要です。また、消防団員数の減少と高齢化が進んでおり、消防力維持のために団員の確保が必要です。

※1【自主防災組織】「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」という「自助・共助」を担う、自主的に結成された地域の防災活動の中核となる組織のこと。

※2【ハザードマップ】自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、浸水想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

関連する個別計画・条例等

- 地域防災計画
- 国土強靱化計画
- 業務継続計画
- 受援計画
- 消防団条例



施策の展開

1 町民や地域が主体となった防災・減災対策の推進

主な取組

- 地域防災力強化のための町内会や自治会に対する自主防災組織設立を促進
- 個別避難計画の作成に向けた支援
- 自主防災組織による自主的な防災訓練実施のための支援
- 町民の防災意識の高揚や自己備蓄の推進

主な事業

自主防災組織活動支援事業、防災士資格取得補助事業

2 災害に強いまちづくり

主な取組

- 災害用資機材の備蓄拡充及び町民による備蓄資機材の活用
- 備蓄資機材の適切な管理体制の構築
- 避難所運営における行政と町民の協働運営の促進
- 災害時の行政機能の低下を補うための受援体制の強化
- 災害時応援協定による自然災害への対応力強化

主な事業

受援体制整備、災害時協力・応援協定の締結

3 浸水・排水対策

主な取組

- 排水施設の適切な更新、管理の実施
- 対策が必要なため池の改修、廃止等の推進

主な事業

浸水対策事業、かんがい排水事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池廃止工事)、ため池整備事業

4 消防力の充実、強化

主な取組

- 初動消火体制の強化
- 火災予防の強化(出火予防の研究)
- 消防団員の加入促進
- 消防団員の活動しやすい環境づくりの整備
- 消防施設及び設備の適切な維持・更新

主な事業

情報配信メール、消防施設整備事業

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-2

防犯・交通安全



施策の基本方針

地域で支え合い 安全・安心に暮らせるまち

関係機関の連携による自主的な防犯活動や交通安全教育を推進するとともに、詐欺・消費者被害防止の啓発と支援体制を強化し、町民一人ひとりが互いに支え合い、安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指します。

現状と課題

現 状

防犯協議会や防犯協議会地区分会に支援を行い、自主的な防犯活動を促進しており、青色防犯パトロール[※]隊等による児童生徒の登下校の見守り活動が実施されています。

交通安全教室や出前講座による意識啓発を行い、交通事故防止に努めています。

「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の危険箇所について、関係機関と連携し合同点検を実施しています。

不審者や特殊詐欺については、迅速な情報発信により、注意喚起や安全確保に努めています。

課 題

防犯協議会地区分会の活動内容は、地域の実状に差があることから、活動を強化するための連携や支援を行うことが必要です。

防犯に関する意識啓発や、多様化する消費者相談等に対応するため、相談体制の強化や相談員の資質向上が必要です。

交通安全教育の中核を担う職員の資質・知識向上が必要です。

特殊詐欺について、被害に遭わないよう、警察からの情報を迅速に町民に伝えることが必要です。

※【青色防犯パトロール】青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールのこと。

関連する個別計画・条例等

- シートベルト100%着用推進の町宣言
- 通学路交通安全プログラム



施策の展開

1 防犯意識の高揚・自主防犯団体の活動支援

主な取組

- 自主防犯団体の活動支援と地域、学校、町の連携強化
- 地域の夜間犯罪等の未然防止

主な事業

防犯連絡協議会での連携、LED防犯灯整備事業、出前講座

2 交通安全意識の高揚・交通安全施設の整備

主な取組

- 交通安全意識の高揚
- 関係機関との連携による小・中学校の合同通学路点検の実施と改善の推進
- 高齢運転者による交通事故防止の推進
- 交通安全教育の中核となる職員の資質、知識向上

主な事業

交通安全教室、出前講座、交通安全施設整備事業、安全運転支援装置整備事業

3 消費者被害の防止

主な取組

- 特殊詐欺の迅速な情報提供の推進
- 特殊詐欺の被害防止や相談の重要性の理解及び意識啓発
- 全国消費生活情報ネットワークシステムを利用した相談体制の強化
- 岡山弁護士会と連携した相談体制の強化

主な事業

特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業、出前講座、巡回無料法律相談

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-3

道路・河川・公園



施策の基本方針

安全で快適で 人と自然が調和する強じんなまち

道路、橋りょう、河川、公園等の改良や適正管理により、安全で利便性の高い基盤整備や長寿命化に取り組み、自然や景観に配慮した強じんなまちづくりを目指します。

現状と課題

現 状

本町の幹線道路は、町内を縦横に結ぶ町道が交通の円滑化、地域の活性化を生み、町民の生活基盤を支えています。

本町の河川は、自然豊かな河川環境を有し、各種用水に利用される等、暮らしと経済を支えています。令和8(2026)年4月には小田川河川敷に「アウトドアヴィレッジやかげ」が開業する予定です。

矢掛町総合運動公園は、施設の経年劣化が進行しています。

課 題

円滑で安全、利便性の高い道路の新設・改良が求められているとともに、適切な管理や更新等の維持管理の推進が必要です。また、景観や町並みに配慮し、道路環境の質的向上を図ることが必要です。

漏水や護岸の老朽化、河床の上昇等が進んでいるため、河川改修、しゅんせつ、護岸工事等の整備が必要です。また、自然環境を保全するため、豊かな水辺空間づくりへの取組が必要です。

矢掛町総合運動公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び計画的な改築・更新が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 橋りょう長寿命化計画
- トンネル長寿命化修繕計画
- 総合運動公園長寿命化計画



関連する SDGs

施策の展開

1 幹線道路、農道及び生活道路の整備

主な取組

- 他市町と連携した町道の整備推進
- 狭い道路の継続した整備
- 橋りょう、トンネル等道路施設の適切な管理の実施
- 岡山県と連携した農道の保全対策

主な事業

道路改良事業(道整備交付金事業、単町事業及び狭あい道路整備事業)、
橋りょう及びトンネルの点検及び改修事業、
農道整備事業

2 河川の管理及び改修の実施

主な取組

- 河川の適切な管理、改修の実施
- 小田川の牧草地としての利用推進及び雑木伐採(県委託事業)の継続実施
- 「おかやまアダプト[※]」推進事業(県事業)を通じた河川環境美化活動の推進

主な事業

緊急しゅんせつ推進事業、緊急自然災害防止対策事業、
リフレッシュ事業(県委託事業)、
「おかやまアダプト」推進事業(県事業)への協力

※【おかやまアダプト】地域住民等の活動団体と行政が連携して美しいまちづくりを目指すプログラムで、認定を受けた活動団体が定期的な清掃美化活動を行うこと。

3 都市公園の長寿命化対策の実施

主な取組

- 総合運動公園の施設長寿命化対策の実施

主な事業

総合運動公園施設長寿命化対策事業

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策
2-4

土地利用



施策の基本方針

計画的な土地利用による 暮らしやすく持続可能なまち

快適な居住環境や都市機能の集積による利便性向上を図り、暮らしやすく持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

現 状

人口減少や少子高齢化の進行を背景とし、持続可能なまちづくりを推進するため、令和5(2023)年3月に策定した「立地適正化計画[※]」に基づき土地利用を推進しています。

公共事業においては、既にある都市機能を最大限に活かしつつ、都市構造再編集中事業など国による支援制度の活用により、拠点性や利便性の向上に向けた都市機能の集積・誘導を図っています。

課 題

中心部における人口密度を確保し都市機能の存続を図り、計画的な土地利用を推進していくために、立地適正化計画の周知が必要です。

都市機能誘導施設の維持や居住誘導区域内の人口密度を確保するための施策の検討が必要です。

※【立地適正化計画】居住機能や都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的な計画のこと。

関連する個別計画・条例等

●立地適正化計画



関連するSDGs

施策の展開

1 行政と町民、民間事業者への働きかけ

主な取組

- 官民連携による持続可能なまちづくりのための立地適正化計画の周知
- 立地適正化計画に基づく届出制度による誘導区域外の開発行為や建築行為の把握

主な事業

立地適正化計画に基づく届出制度

2 公共施設整備等施策の推進における誘導

主な取組

- 新たに整備する公共施設の立地適正化計画に基づく適切な候補地選定
- 都市機能誘導区域内における現存の都市機能誘導施設の維持と誘導区域内への誘導を促すための区域内における助成等の検討
- 振興計画と連動した立地適正化計画の見直し

主な事業

新町営住宅建設事業

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-5

公共交通



施策の基本方針

公共交通で暮らしや交流を支える 住みやすく元気なまち

鉄道やバス、タクシー等の公共交通を関係機関と連携して維持、充実させ、誰もが安心して移動でき、暮らしやすさが広がる持続可能な地域交通の実現を目指します。

現状と課題

現 状

井原鉄道の利用者数は、コロナ禍の減少から回復傾向にありますが、依然としてコロナ禍前の水準までには回復していません。

路線バスは、町内を運行する「ふれ愛バス」のほかに、隣接する市町との間を結ぶ井笠バスカンパニーと北振バスがありますが、いずれも利用者は減少傾向にあります。

タクシー事業者は2社あり、町内の大部分はどちらかの営業所から5km圏内(概ね10分以内に到達できる範囲)に含まれています。本町では、定額タクシー制度等、タクシーの利用料を助成する事業を実施しています。

課 題

町内全域で人口減少と高齢化が今後もさらに進行すると予測される中、町民のニーズを踏まえ、誰もが利用しやすく、それぞれの地域に合った公共交通の運行形態、サービス内容等の検討が必要です。

各公共交通に係る利用促進制度や運行内容等、様々な情報発信を行い、更なる公共交通の利用促進対策が必要です。

公共交通利用促進のために、関係機関で連携した取組が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 地域公共交通計画



施策の展開

1 公共交通の維持

主な取組

- 町民の移動手段確保のための交通事業者に対する適切な支援
- 関係市町と連携した利用促進事業等の実施

主な事業

井原鉄道基盤設備維持費補助、生活バス路線維持費補助、
井原線振興対策協議会事業

2 地域に適した移動手段の確保

主な取組

- 地域福祉バスの運行体系の見直し
- マイナンバーカードを活用した定額タクシー事業の実施

主な事業

地域福祉バス運行事業、定額タクシー事業、福祉タクシー助成事業

3 公共交通の運行効率化、利便性向上

主な取組

- 井原鉄道の適切なダイヤ設定等による町外への移動利便性の向上
- 鉄道や路線バスの利用促進のための利用者の負担軽減策の検討
- タクシーの乗務員や車両等の実情に応じた運行体制の検討
- 公共交通に関する情報発信による認知度向上

主な事業

路線バス利用促進事業、バス乗り方教室事業

4 町民や関係者の連携による持続可能な公共交通の実現

主な取組

- 地域や他分野と連携した外出促進策の検討
- 地域公共交通会議での持続可能な公共交通施策の検討

主な事業

公共交通会議

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-6

脱炭素社会

脱炭素社会とは

二酸化炭素を
できるだけ出さない
社会のこと



施策の基本方針

未来へつなぐ みんなで創る持続可能なまち

再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の推進、ごみの削減、環境教育の充実を通じて、町民一人ひとりが温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を実践し、脱炭素社会の推進による持続可能な社会の実現を目指します。

現状と課題

現 状

地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）・（区域施策編）を策定し、将来の目標を定め事業を進めています。

温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に、家庭の省エネルギー設備の導入を推進しています。

環境負荷軽減を図るため、一般廃棄物の4R*等ごみの減量化に取り組んでいます。

町民の環境問題、地球温暖化問題への意識啓発を目的に環境フェアや小学校での環境学習に取り組んでいます。

課 題

令和32(2050)年のカーボンニュートラルに向けて、省エネルギーと再生可能エネルギー等を普及させる取組を町民、事業者と協力した推進が必要です。

温室効果ガス排出量削減のため、家庭系や事業系のごみの排出量をさらに減らすとともにプラスチック等の資源化を推進することが必要です。

地球温暖化問題に対する町民の認識をさらに高めることが必要です。

※【4R】「リフューズ(Refuse: 不要なものやごみになるものを受け取らない、使用しないことでごみになるもの自体を発生させないこと)」「リデュース(Reduce: 減らす)」、「リユース(Reuse: 繰り返し使う)」、「リサイクル(Recycle: 再生して使う)」のこと。

関連する個別計画・条例等

- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 一般廃棄物処理基本計画

施策の展開

関連するSDGs



1 温室効果ガスの削減

主な取組

- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネ機器への買い替え、建物の省エネ、電気自動車の導入推進
- 町民、事業所等に対する環境に配慮した行動や事業活動の啓発

主な事業

スマートエネルギー導入促進事業、地球温暖化対策推進協議会、高梁川流域カーボンニュートラル研究会

2 ごみの適正処理と減量化

主な取組

- ごみの発生抑制や分別の周知等による環境負荷の低減の推進
- ごみ処理の広域化による効率的な施設運営

主な事業

ごみ適正処理事業、ごみ減量化事業、広域ごみ処理事業、指定ごみ袋制度

3 地球環境問題への理解の促進

主な取組

- 幼少期からの環境教育推進及び人材育成
- 環境フェア等環境問題について学ぶ機会の充実

主な事業

環境フェア、ケータイ分解教室

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策
2-7

環境保全



施策の基本方針

みんなで守る 安心で快適な環境のまち

生活環境や自然環境の保全活動により良好な生活環境を維持し、自然と共生する安心で快適なまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

本町では、平成4(1992)年に「クリーンな町宣言」を制定しました。

不法投棄対策として、環境パトロール巡視員を配備し、定期的な巡視とごみの回収を行っています。また、不法投棄の多い場所等には看板を設置し抑制を図っています。

特定外来生物ナガエツルノゲイトウが発生しており、駆除、防除の対応が必要となっています。

町内主要河川の水質について、定期的に水質検査を実施し、監視しています。

課題

ごみの不法投棄の未然防止及び早期発見のため、パトロールの強化や看板設置等引き続き不法投棄撲滅に取り組んでいく必要があります。

生態系の保護や町民の生活を守るため、特定外来生物の侵入・定着の防止や早期の発見・対応等の対策が必要です。

関連する個別計画・条例等

- クリーンな町宣言
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 一般廃棄物処理基本計画

施策の展開

関連するSDGs



1 生活環境保全、環境美化の推進

主な取組

- 環境巡視パトロールの実施
- 町内一斉清掃の実施や各地区環境衛生協議会による家庭大型ごみ収集の実施
- 環境美化活動の推進

主な事業

環境巡視パトロール、町内一斉清掃、家庭大型ごみ収集、
飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助、スズメバチ駆除費補助

2 自然環境保全の推進

主な取組

- 町内河川等の水質検査の定期的な実施
- 国・県・関係機関と連携した、特定外来生物の防除・駆除対策の実施と、早期発見や侵入防止のための町民への普及啓発活動の実施

主な事業

水質検査、特定外来生物対策

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策
2-8

上・下水道



施策の基本方針

安全・安心な上下水道サービスの提供による快適で心地よいまち

上下水道事業の安定的、持続的な運営により、災害時にも安全で安心な水の安定供給や生活環境を確保できるよう、施設の耐震化や長寿命化を目指します。

現状と課題

現 状

水道事業については、施設の更新を進め、水道水の安定供給に努めています。

下水道事業については、施設の統合や長寿命化を進め、安定した汚水処理による生活環境の維持に努めています。

人口減少等による料金収入の減少等により、上下水道事業の経営は非常に厳しい状況となっており、また将来の施設更新等に備えるため、上下水道料金の改定を行うこととしました。

課 題

水道事業については、安全で安心な水を継続供給するため、老朽管路や老朽施設の耐震更新を続けていくことが必要です。

下水道事業については、安定した下水処理を継続していくため、施設の統合や長寿命化を進めていくことが必要です。

DXの推進等による事業の効率化を進めるとともに、状況に応じて上下水道料金の見直しを進めていくことが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 水道事業ビジョン(経営戦略)
- クリーンライフ100構想
- 下水道事業経営戦略
- 上下水道耐震化計画

施策の展開

関連するSDGs



1 水道施設等の更新

主な取組

- 老朽管路の更新
- 中央配水池等の耐震化

主な事業

老朽管更新事業、中央配水池改修事業

2 下水道施設の統合・長寿命化

主な取組

- 農業集落排水の公共下水道への統合
- 下水道施設の長寿命化

主な事業

農業集落排水施設統合事業、公共下水道ストックマネジメント事業

3 安定した経営

主な取組

- DXの推進と定期的な上下水道料金の見直し

主な事業

上下水道事業経営審議会

目標2 安全・安心で心地よいまち

関連施策分野 生活・環境・防災

基本施策 2-9

住宅・住環境



施策の基本方針

安全・安心で 快適な住環境が充実したまち

単身世帯の増加等変化する住宅需要に対応した公営住宅を計画的に更新するとともに、増加する空家等の活用や除却に対する支援を継続し、快適な住環境の確保を目指します。

現状と課題

現 状

町営住宅122戸、特定公共賃貸住宅69戸、定住促進住宅60戸を管理しています。

町内に増加している空家等に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策計画に基づき、所有者に対する適正管理の呼びかけや、改修、除却の補助を実施しています。

個人住宅については、定住促進助成金や住宅リフォーム補助金により、住環境の保持を行っています。

昭和56(1981)年5月以前に旧耐震基準で建てられた木造2階建て以下の住宅に対し、耐震診断及び耐震改修の普及啓発を行い、耐震化を推進しています。

課 題

耐用年数を経過した町営住宅が多く、現入居者の移転も見据えた新たな住宅の整備が必要です。また、定住促進住宅では約半数が外国人の入居となっており、外国人入居者への適切な支援が必要です。

令和5(2023)年度に実施した空家調査結果によると町内の空家総数は1,021戸で、平成28(2016)年度調査から262戸増加しています。また、建物や敷地の管理がなされていない空家等に関する相談件数は年々増加しています。所有者の特定に民間事業者との連携の模索や除却補助金を活用した所有者による対策の促進が必要です。

住環境の保持を目的とした個人住宅への支援の継続が必要です。

耐震診断の実施件数は低く、さらに診断を実施しても耐震改修につながっていない状況となっており、耐震改修の補助金の拡充等、耐震化の向上につなげるための施策の見直しが必要です。

関連する個別計画・条例等

- 町営住宅等長寿命化計画
- 空家等対策計画
- 空家等の適切な管理に関する条例

施策の展開

関連するSDGs



1 町営住宅の建替

主な取組

- 町営住宅の統合建替の実施
- 耐用年数を超過した既存町営住宅の除却

主な事業

新町営住宅建設事業、既存町営住宅除却事業

2 空家等の適正な管理の促進

主な取組

- 空家等対策計画に基づく管理不全空家等の所有者による適切な管理の促進
- 特定空家等及び管理不全空家等の除却に関する補助制度の周知
- 空家対策の早期解決のための民間事業者との連携等の検討

主な事業

管理不全空家等対策事業補助、特定空家等除却補助

3 個人住宅への支援

主な取組

- 個人住宅の新築や改修に対する継続的な支援

主な事業

定住促進助成、住宅リフォーム補助

4 耐震改修の普及啓発

主な取組

- 耐震診断、耐震改修及び部分耐震改修の制度拡充の検討、周知
- 地震に関する啓発の推進

主な事業

建築物耐震診断等事業費補助、木造住宅耐震改修事業費補助

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-1

学校教育



施策の基本方針

ふるさとやかげを愛し しなやかで たくましい 子どもを育成するまち

一人ひとりの成長や地域とともにある学びを進める中で、児童生徒が未来を切り拓いていく力を育成できる教育を目指します。

現状と課題

現状

幼児期の生活から小学校への移行期に、学びのスタイルや環境の違いによるギャップが生じやすい状況にあります。

いじめや不登校の未然防止・解決のために専門職の学校への派遣や、自立応援室や教育支援センターを設置しています。

全国及び岡山県の学力調査の平均正答率は、学年によってばらつきがあるものの、中学生は全国平均より高い傾向にあります。

教育支援員^{*1}、教師業務アシスタント^{*2}、ICT支援員^{*3}等の配置により、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めています。

各小学校の児童数が減少傾向で、複式学級が発生しており、小学3年生以上の学年で合同授業・合同活動を実施しています。

課題

保育・幼児教育と小学校教育の円滑な接続が必要です。

不登校児童生徒数に寄り添ったきめ細やかな相談・支援体制や、多様な学びの場の充実が必要です。

主体的で対話的な深い学びにつながる授業改善の定着と、授業と家庭学習とを結びつけた取組を学校全体で実践することが必要です。

学力・授業力の向上と、いじめ・不登校等への対応のため、端末活用を進めつつ、教員負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保を継続する必要があります。

学校規模の適正化に向け、条件整備や体制整備等を進める必要があります。

※1【教育支援員】幼稚園、小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童生徒に対して、学校での日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う職員のこと。

※2【教師業務アシスタント】教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し負担軽減を図る支援員のこと。

※3【ICT支援員】学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートする支援員のこと。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱
- 教育行政施策
- こども計画
- 架け橋プログラム(年長児から小学1年生への滑らかな接続を目指したプログラム)

施策の展開

関連するSDGs



1 幼児教育の充実

- 主な取組**
- 保育園・こども園・小学校の連携の推進
 - 保育園・こども園・小学校の系統的な英語学習を通じた興味・関心の深化
 - 「心豊かに遊びこむ」幼児教育の推進

主な事業 年長児と小学生との交流事業、架け橋プログラムの推進、子ども支援会議、保育士の育成支援、教育支援員の配置、英語指導助手によるYAKAGE PLAN

2 全ての子どもにとっての安全・安心な学校づくり

- 主な取組**
- 不登校・いじめ等に対応する相談・支援体制の充実
 - 自立応援室・教育支援センター等を通じた不登校児童生徒への支援
 - 町内保育園・こども園・小学校・中学校・高校の連携

主な事業 不登校対策連絡協議会、いじめ問題対策連絡協議会、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカー配置、教育支援員の配置、自立応援室、教育支援センター、端末を活用した心の健康観察、学校安全研修会、矢掛高校魅力化支援

3 主体的で対話的な授業づくりと確かな学力の定着

- 主な取組**
- 基礎・基本の徹底と学びに向かう力の育成
 - 主体的、対話的で深い学びを目指した授業改善の推進
 - 一人一台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実

主な事業 学力向上検討委員会、学力調査、授業改善を目指した学校訪問、教育情報化優良校認定、デジタル・シティズンシップ教育、夢育、論語教育

4 教員が子どもと向き合う時間の確保

- 主な取組**
- 校務のDX化等を通じた教職員の働き方改革の推進と教育の質の向上
 - 矢中矢高合同部活動の安定的な運用による平日・休日の部活動の地域展開の推進
 - 学校と地域がそれぞれの役割を共有しながらの連携

主な事業 ICTツールの活用、ICT支援員の配置、校務員の配置、矢中矢高合同部活動、学校運営協議会

5 現状や課題を踏まえた学校規模の適正化

- 主な取組**
- 合同授業の充実等、小規模校のメリット、デメリットを踏まえた取組の推進
 - 学校規模の適正化を進めるための体制整備

主な事業 合同授業、小中連携、学校規模の適正化に向けた委員会等の設置

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-2

学校環境



施策の基本方針

子どもたちが安心して学ぶことのできる学校環境が充実したまち

学校施設等の維持、更新や安全な通学環境を整えるとともに、学校給食共同調理場の施設、設備を更新し、子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境の整備を推進します。

現状と課題

現 状

「学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の長寿命化について検討しています。

通学路の安全確保のため、関係機関が合同で点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握、対策の改善、充実を図る取組をPDCAサイクル*として繰り返し実施しています。

安全・安心な学校給食を提供するため、調理場改修及び設備更新等に取り組んでいます。また、栄養教諭による児童生徒への食育やアレルギー対応を実施するとともに地場産物の使用にも努めています。

課 題

多くの施設で築後30年が経過しており、計画的な改修・更新と費用の平準化、長寿命化が必要です。

児童生徒、保護者、町民の情報を受け、通学路安全推進会議が主体となって合同点検を行い、通学路の実態把握や安全対策を継続することが必要です。

調理場の計画的整備と、食育、食物アレルギーへの対応、地場産物使用率の維持が必要です。

※【PDCAサイクル】「Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務等の改善や効率化を図る考え方のこと。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱
- 教育行政施策
- 学校施設長寿命化計画
- 通学路交通安全プログラム

施策の展開

関連するSDGs



1 安全・安心な学校施設等の整備

主な取組

- 個別最適な学びと協働の学びの実現に向けた教育環境の整備
- 児童生徒の安全で快適な学習環境の確保や非常災害時の地域コミュニティの拠点等質の高い教育活動と地域安全に配慮した適切な施設管理
- 子どもたちが安全に遊べる環境を維持するための学校遊具の定期点検実施

主な事業

学校施設等管理・更新、施設の長寿命化、児童・生徒用タブレット等の更新、小学校遊具定期点検

2 安全・安心な通学路の確保

主な取組

- 合同点検を必要とする通学路安全点検箇所の整理と安全対策の実施
- 通学路の安全対策実施後の評価、見直しを通じた安全性の向上

主な事業

通学路安全点検(合同点検)

3 安全・安心な学校給食の提供

主な取組

- 学校給食施設、設備の計画的な整備
- 総合的な学習の時間等における食に関する指導や個別的な指導の充実
- 健康維持に必要な栄養量の確保と安全な地場産物の使用による献立内容の充実
- 学校給食食物アレルギー対応委員会での情報共有やアレルギー対応マニュアルの徹底等を通じた安全・安心な給食の提供

主な事業

学校給食共同調理場施設等管理、食育の推進、学校給食食物アレルギー対応委員会、地産地消の推進

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-3

生涯学習



施策の基本方針

学びや人とのつながりを通じたウェルビーイングのまち

多様で豊かな学びを通じて、幸福感や生きがいを醸成するとともに、学んだことを個人の生活や地域の活動に活かし、人づくり・地域づくりにつなげます。

現状と課題

現状

生涯学習の推進として「まちづくり出前講座」を実施しています。毎年メニューの見直しを行いながら、旬な内容を取り入れ、いきいきサロンや学校・園から多く活用されています。

地域との関わりにより子どもたちの自己肯定感を高め、地域の教育力の向上を図っています。

複雑かつ多様化する家庭教育の支援を行うために、親育ち応援学習講座に取り組んでいます。

子どもたちが、まちづくりや国際社会について考え、行動する機会を設けています。

各地区公民館においては、地域の特色を活かしながら、交流の場、学びの場となるよう各種事業に取り組んでいます。施設については、バリアフリー整備を進めています。

課題

「まちづくり出前講座」の講師は町職員に限らず、まちづくりを進めている団体や町民の方々とともに実施する等、学んだことを活かす体制づくりが必要です。

各学校と地域が連携し、熟議等の話し合いの場を通じ、目指すビジョンの共有を進めることが必要です。

保護者や家族はもちろん、地域ぐるみで家庭教育や居場所づくりの充実を図ることが大切です。

子どもたちが、まちづくりや国際社会を自分事として捉え、主体的に行動・挑戦できるよう、機会の充実と人材の育成が必要です。

各地区公民館の持続的可能な運営に向けて、事業等の見直しと、若年層をはじめ、誰でも気軽に利用しやすい居場所づくりや老朽化への対応が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱
- 教育行政施策
- 公民館条例

施策の展開

関連するSDGs



1 暮らしを豊かにする生涯学習の推進

- 主な取組**
- 「まちづくり出前講座」による学びの場の提供と参画意識の醸成
 - 暮らしに役立つ様々な分野の学びや活動の推進

主な事業 まちづくり出前講座、寿大学、デジタル格差解消のためのスマホ教室、各施設における各分野の学習、各種団体や企業との連携

2 学校、家庭、地域の協働推進及び地域教育力の向上

- 主な取組**
- 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進
 - 社会全体で子どもを育てる環境づくり

主な事業 やかげ愛カリキュラム、水曜日学習会、地域ボランティアによる教育支援、地域等で活躍する団体・個人の表彰

3 家庭教育の充実

- 主な取組**
- 子育てについて学び合い、親として育ちあう交流機会の推進
 - 親子のふれあいや三世代交流を通じた孤立感の解消

主な事業 親育ち応援学習講座、家庭教育学級、各地区公民館におけるふれあい交流活動、明るい家庭づくり作文

4 夢や目標を育む教育の推進(青少年の健全育成)

- 主な取組**
- 子どもたちがまちづくりについて提案できる機会の創出
 - 地域社会に貢献することができる人材の育成
 - 異文化交流を通じた国際理解や広い視野で夢やビジョンを育む人材の育成
 - 青少年の放課後の居場所や自主的な学びの場の創出

主な事業 やかげ中高生議会、二十歳のつどい、中高生ボランティア活動、青少年海外派遣、えいごであそぼう、イングリッシュ・デイ、矢中矢高合同部活動

5 地区公民館を拠点とした人づくり、つながりづくり

- 主な取組**
- 「つどい」「まなび」「つながる」及び「共に過ごす」地域の家としての交流・憩いの場づくり
 - 世代を超えたふれあい交流の推進
 - 持続可能な運営を目指した事業等の見直し及び次世代による企画運営

主な事業 各地区の特色を活かした事業実施、三世代交流、夏休み等学習会、地域防災活動、中高生ボランティアによる企画運営、若年層が参加しやすいイベント
老朽化に対応した施設改修

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-4

文化芸術



施策の基本方針

幅広い世代に開かれた文化芸術のまち

町民の文化芸術に対する理解や関心を高め、幅広い世代の自主的な活動と文化施設の活用を促進し、文化芸術活動を担う人づくりを推進します。

現状と課題

現 状

文化センターでは、音楽・文化団体との連携により、趣向を凝らした企画・イベントを多数開催しています。

図書館では、特集本の展示やイベントの開催により、図書館利用のきっかけづくり、読書活動の推進を行っています。また、学校に司書を派遣し、学校の図書館教育の支援を行っています。

美術館では、矢掛町ゆかりの芸術家の顕彰、企画展、特別展を開催するとともに、町民の作品発表の場を提供しています。また、小学校との連携事業により、小学生が美術館を訪れる機会を提供しています。

課 題

幅広い年代層の多様なニーズに応じたイベント企画や、音楽・文化団体の自立した運営に向けての支援が必要です。また、長寿命化計画に基づく施設改修が必要です。

図書館では、継続的な読書活動を推進するため、学校との連携や中高生向けのイベント企画の充実が必要です。

美術館では、中高生に気軽に来館してもらえるよう、矢中矢高合同部活動や中高生の作品発表の場として美術館を提供する等の工夫が必要です。また、施設老朽化に対応した改修が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱
- 教育行政施策
- 文化センター設置条例
- 図書館設置条例
- 郷土美術館設置条例

施策の展開

関連するSDGs



1 文化芸術の振興

主な取組

- 文化センターにおける幅広い年代層のニーズに対応した文化芸術イベントの推進
- 町民による自主的な活動と文化施設の活用促進
- 文化芸術活動を担う人づくりの推進

主な事業

様々なジャンルや音楽・文化団体と連携したイベント、チケットのオンライン販売、長寿命計画による施設改修、おかやま矢掛本陣文学賞

2 図書館利用の活性化

主な取組

- 幅広い年代層の利用者に対応した取組による図書館利用の推進
- 読書活動を通じた自己肯定感、思考力、表現力の育成

主な事業

各種図書館イベント、読み聞かせボランティアと連携した出前講座、自習スペース利用促進、図書館司書派遣事業

3 身近な美術館としての文化芸術活動の振興

主な取組

- 郷土ゆかりの作家の顕彰及び魅力ある展覧会の開催
- 貴重な芸術作品にふれる機会の創出
- 町民による芸術活動発表の場としての施設の利用促進

主な事業

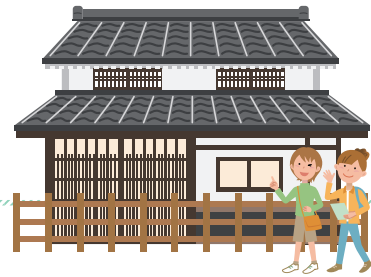
魅力ある常設展・企画展・特別展
小学校との連携事業(対話型鑑賞会、学芸員出前授業)、
町民ギャラリーの利用促進、矢中矢高合同部活動、老朽化に対応した施設改修

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-5

文化財



施策の基本方針

文化財の魅力化を推進し 次世代へ継承するまち

地域の伝統行事や文化財の魅力を引き出し、適切な保存、活用を通じた情報発信を積極的に行い、次世代への歴史文化の継承と世代間交流を促進します。

現状と課題

現状

国・県・町指定の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区^{※1}等、多様な歴史文化資源を有しています。

宿場町の町並みや地域独自の歴史文化が町民に深く認識されており、「矢掛らしさ」として高く評価されています。

文化財の価値や存在そのものが町民の間で十分に共有されておらず、身近すぎるがゆえに関心が薄れている面もあります。

教育面では、学校や公民館、地域行事等を通じ、子どもから大人までが文化や郷土を学ぶ機会が確保されています。

文化財保存と活用の方向性を整理し、今後10年間の方針を示すマスタープランの策定を進めています。

課題

文化財の修理や保存に必要な資金や専門知識の確保、個人所有文化財の管理負担の軽減等、保存・活用に向けた行政支援や地域組織の連携強化が必要です。

文化財の価値を町民で共有し、観光振興との両立も含め、地域内の合意形成が必要です。

文化財の価値認識や保存意識の共有を高める取組が必要です。

文化財の維持管理や地域行事の継承を担う人材の不足に対応し、継承人材の育成・支援が必要です。

説明看板やリーフレット等による情報発信、SNS^{※2}を用いた新たな広報体制の整備とマスタープランに基づく、保存・活用の計画的推進が必要です。

※1【重要伝統的建造物群保存地区】日本の文化財保護法に規定する文化財種別のひとつ。日本の市町村が条例等により決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法に基づき、国(文部科学大臣)が選定した地区のこと。

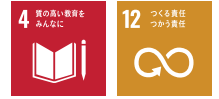
※2【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略称。オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのこと。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱 ● 教育行政施策 ● 文化財保存活用地域計画
- 矢掛宿伝統的建造物群保存地区保存活用計画
- 矢掛宿伝統的建造物群保存地区防災計画

施策の展開

関連するSDGs



1 文化財の保護及び活用の充実

主な取組

- 各分野の調査による文化財の把握と評価
- 各文化財の特性に応じた保存と活用
- 観光、産業関連部局、団体と連携した文化財の地域資源化と地域活性化

主な事業

遺跡発掘調査、石造物や古文書等課題に応じた調査
補助制度の見直し、
防犯・防災対策事業、文化財保護委員会、
指定文化財の保存修理、管理指導助言

2 郷土の文化財について情報発信

主な取組

- 文化財を柱とした学校教育や社会教育の場での地域教育の推進
- SNS等を活用した町内外への情報発信
- 本町の歴史と文化財を学ぶ施設設置の検討

主な事業

まちづくり出前講座、古文書講座、町並み写生大会、
学校教育・社会教育での学習機会の充実、説明・案内看板設置、
伝建通信等での情報発信、博物館等の設置検討

3 文化財を守り活かす体制づくり

主な取組

- 行政、町民、関係団体との連携体制による文化財の利活用の推進
- 文化財の担い手の支援
- 専門職員の配置及び資質の向上

主な事業

文化財保存活用協議会(仮称)の設立、歴史文化的資源保存活用事業、
県や近隣市町・関係機関との連携

4 伝統的建造物群保存地区の制度運用

主な取組

- 矢掛宿伝統的建造物群保存地区保存活用計画に基づく制度運用
- 矢掛宿伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく防災対策
- 全国伝統的建造物群保存地区協議会による伝建地区同士のつながりの活用
- 他地区の事例を参考とした制度内容の改善

主な事業

現状変更許可申請事務、伝統的建造物群保存地区保存審議会、
修理修景事業、景観向上整備事業の新設

目標3 歴史・文化のかおる教育のまち

関連施策分野 教育・文化・スポーツ

基本施策 3-6

スポーツ・ レクリエーション



施策の基本方針

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加することができるまち

スポーツを通じた人づくり、健康づくり、地域づくりの輪を広げ、生涯にわたりスポーツを身近に感じることができるよう、町民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

現状と課題

現 状

総合型地域スポーツクラブ*とタイアップし、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、健康増進や参加者相互の親睦を図っています。

研修会を開催し、適切な指導・助言ができる指導者の育成を図っています。

各スポーツ施設の整備を計画的に行い、安全・安心なスポーツ環境を提供しています。

令和7(2025)年度から「やかげ型地域クラブ移行 矢中矢高合同部活動」を本格稼働しています。矢掛中学校の生徒は選択の幅が広がり、矢掛高校の生徒との活動で、相乗効果が得られています。

平日の部活動やクラブにおいて、指導者の確保が困難です。

課 題

スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、体育協会等の関係団体と連携し、町民のニーズに合ったイベントを継続的かつ持続的に開催できる工夫が必要です。

指導力向上に向けた研修会の開催を通じて、個々の能力に応じた指導法を学び、大会や教室で助言ができる人材の育成が必要です。

各スポーツ施設については、個別施設計画等を基に、年次的に整備が必要です。

スポーツクラブと教育委員会、また、中学校、高校が連携し、活動場所と指導者を安定的に確保しながら、部活動の地域展開を進める必要があります。

町のホームページや広報紙等で募集を行い、人材を確保する必要があります。

※【総合型地域スポーツクラブ】地域の学校や公共スポーツ施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブのこと。

関連する個別計画・条例等

- 教育大綱 ● 教育行政施策 ● B & G海洋センター条例
- B & G海洋センター個別施設計画 ● 都市公園条例 ● 社会体育施設設置条例

施策の展開

関連するSDGs



1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な取組

- 町民の健康推進及び参加者相互の親睦を目的とした取組の推進
- 各関係団体と連携した継続的なスポーツ・レクリエーション活動の企画・運営の推進

主な事業

B & G海洋センター・やかげスポーツクラブによる各種イベント、矢掛本陣マラソン大会、水泳教室、まちづくり出前講座、飛脚駅伝大会

2 適切な指導、助言ができる指導者の育成

主な取組

- 指導者の資質向上に向けた研修の充実
- 指導者の資格取得を支援する研修会等の情報提供

主な事業

合同部活動クラブ指導員連絡会・研修会、スポーツ少年団指導者育成会合同研修会、スポーツ推進委員会地区研修会

3 体験を通じた成長の推進

主な取組

- スポーツ、レクリエーション、野外活動を通じた子どもの健全育成の推進

主な事業

様々な体験や活動ができる場の確保・提供、長寿命化計画に基づく各施設の計画的な整備

4 スポーツを通じた地域づくりの推進

主な取組

- 合同部活動の地域展開の円滑な推進

主な事業

矢掛中学校と矢掛高校との連携、活動場所の確保、指導者の確保、研修会実施、指導者間での情報共有

目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

関連施策分野 農林・商工・観光

基本施策 4-1

農林業



施策の基本方針

農業の振興でにぎわうまち

意欲ある農業者への農地集積・集約、担い手の確保・育成、高収益作物への転換等により、基幹産業である農業の多面的機能の維持や産地ブランド化の推進により農業の振興を図ります。

現状と課題

現状

「意欲ある農業者への農地の集積・集約」「担い手の確保・育成」「高収益作物への転換」という3つの方向性で取組を進めています。また、鳥獣害防止、軽減に努めています。

担い手の確保・育成や特産品への支援を行っています。

リーキやズッキーニ等のイタリア野菜等のブランド化や販路拡大を推進しています。

放置された森林の増加により、災害発生や鳥獣被害の増加が懸念されています。

生産基盤の適正な維持管理を支援していますが、農業者の減少や生産施設の老朽化等、農村環境の悪化が懸念されています。

課題

意欲ある担い手への農地の集積・集約や、中山間地域等直接支払交付金等の活用により、耕地の維持・規模拡大の支援が必要です。また、有害鳥獣^{*}による被害対策の更なる推進が必要です。

高齢化等により担い手が減少しているため、新規就農への支援が必要です。

農家の収益性確保のため、新たな特産品の開発やブランド化の支援が必要です。

林業経営者の減少による森林荒廃への対応が必要です。

農業生産活動を持続可能とするため、農村生産基盤の整備が必要です。

※【有害鳥獣】鳥類または哺乳類に属する野生動物のうち、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣のこと。

関連する個別計画・条例等

- 農業ビジョン
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 地域計画
- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画

施策の展開

関連するSDGs



1 意欲ある農業者へ農地を集積・集約

主な取組

- 経営規模拡大の促進
- 農地の荒廃防止
- 農業生産活動への支援
- 鳥獣による農作物被害の軽減

主な事業

農地流動化助成、中山間地域等直接支払交付、有害鳥獣駆除班活動奨励事業、有害鳥獣駆除事業、有害鳥獣防護柵設置事業、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業、農業振興対策基金各種事業

2 担い手の確保・育成

主な取組

- 新規就農者の確保及び育成
- 特産品生産への支援

主な事業

新規就農者相談会等参加、干柿等生産振興事業補助、小菊振興事業補助、農業振興対策基金各種事業

3 高収益作物への転換

主な取組

- 水田を活用した高収益作物の栽培支援
- イタリア野菜のブランド化推進

主な事業

イタリア野菜生産振興事業、経営所得安定対策等推進事業

4 林業の振興

主な取組

- 森林経営管理制度の推進
- 小規模造林の支援による適正な森林保全の推進

主な事業

森林環境譲与税事業、造林補助事業、火入れ条例制度

5 農村生産基盤の整備

主な取組

- 農村生産基盤整備の推進
- 地域による農地の維持、保全や農業用施設等の資源向上活動(長寿命化)の推進

主な事業

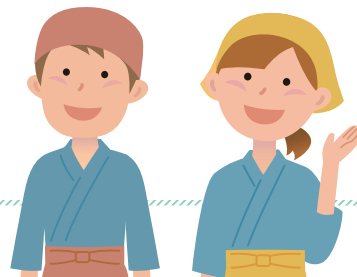
農地中間管理機構関連農地整備事業、小規模土地改良事業、水利施設等保全高度化事業、土地改良事業、多面的機能支払交付金事業

目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

関連施策分野 農林・商工・観光

基本施策 4-2

商工業



施策の基本方針

歴史と風土を活かした魅力あふれる商工業のまち

風土や地域資源を活かし、魅力あふれる商品の開発・販路拡大を図るとともに、新たな付加価値を創造する新規創業や産業の誘致・育成を目指します。

現状と課題

現状

重要伝統的建造物群保存地区選定や無電柱化事業による景観整備、古民家再生の宿泊・観光案内・物販・交流施設整備、道の駅の開業等、町の活性化のための賑わい創出に取り組んでいます。

新たな分野の店舗の新規出店も増加傾向で、歴史的な町並みと調和した外観による商店街全体の統一感が生まれつつあります。

観光産業の強化により関連産業で新たな雇用の創出がみられるとともに、女性の活躍の場の拡大に努めています。

課題

空き家活用による新規出店を支援していますが、更なる利活用推進対策や、事業の周知・利用促進を図る必要があります。

観光来訪者向けの土産物や体験型商品の不足、魅力的な情報発信が十分に行えていないため、効果的な魅力向上への取組が必要です。

生産年齢人口の減少による企業の人手不足が深刻になり、事業規模の維持や安定的な経営が困難になる事が見込まれるため、融資制度や相談事業等による支援の充実が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 創業支援等事業計画

施策の展開

関連する SDGs



1 商店街の活性化と空き家対策

主な取組

- 商工会や関係機関と連携した空き店舗への対策
- 空き家活用新規創業支援事業の周知及び利用促進

主な事業

空き家活用新規創業支援事業

2 各店舗の魅力向上

主な取組

- 「やかげの匠登録店」による認知度の向上
- 商品開発等支援事業の周知及び利用促進
- 県内外のイベント参加による知名度向上と魅力発信

主な事業

やかげの匠登録事業、商品開発等支援事業、マルシェ出展によるPR

3 事業の安定化と雇用確保

主な取組

- 小口資金保証融資制度の効果的な運用と周知及び利用促進
- 岡山県よろず支援拠点出張相談 in 矢掛町による経営改善や課題解決等の支援
- ハローワークと連携した企業と町民を結ぶ求人情報の提供、雇用相談の充実

主な事業

小口資金保証融資制度、岡山県よろず支援拠点出張相談、ハローワーク出張相談

目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

関連施策分野 農林・商工・観光

基本施策 4-3

観光



施策の基本方針

自然・歴史・文化を活かした魅力あふれる観光のまち

小田川や里山等の豊かな自然、重要伝統的建造物群保存地区や文化財の歴史・風土を活かし、観光関連産業等の民間活力により幅広い世代に愛され、観光交流により経済が潤う地域づくりを目指します。

現状と課題

現状

矢掛商店街の活性化と保全を目的とした古民家再生事業に取り組み、観光交流施設や宿泊交流施設を整備し、運営しています。

矢掛商店街一体での活用と周遊促進の推進、更に、観光情報発信拠点施設等の観光基盤を整備するとともに、矢掛商店街の無電柱化や舗装の高質化等の事業を進めてきました。

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（やかげDMO）を主体として民間活力を活かした取組を推進し、来訪者の増加と地域の稼ぐ意識の醸成に努め、近年では年間55万人の観光入り込み客数を記録し、県内でも有数の観光地となりつつあります。

課題

一定数の観光客が訪れる町となったものの、県内外での知名度は低く、観光スポットである本陣・脇本陣の入館者数は減少傾向にあり、情報発信と若い世代にも魅力に感じてもらえる企画立案が必要です。

重要伝統的建造物群保存地区内の防火・防災対策と、歴史的な町並みの景観保全の観点から、区間全体での無電柱化が求められます。未実施区間について早期の無電柱化の実現が必要です。

従来の観光資源だけでなく、魅力的な自然資源を活かした新たな観光商品や特産品の開発により、更なる観光客の取り込みが必要です。

来訪者の満足度は高く、リピーター率も高水準で推移しているものの、観光消費が低調な為、拡大に向けた取組が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 観光振興ビジョン
- 観光振興アクションプラン

施策の展開

関連するSDGs



1 誘客促進と観光情報の効果的な発信

主な取組

- 賑わいを創出するイベント等への支援
- やかげDMOを主体とした民間事業者との連携
- やかげDMOを主体とした誘客促進
- SNS、パンフレット、イベント出展による情報発信

主な事業

やかげDMO運営・事業補助、情報発信事業、各種PR施策

2 観光資源の磨き上げとまちなかの周遊の促進

主な取組

- 観光資源の磨き上げと創出
- 周遊性の拡大
- おもてなしの向上
- 未実施区間における市街地の無電柱化の実施

主な事業

賑わいのまちやかげ宿創出施設管理、道の駅施設管理、
やかげDMO運営・事業補助、各種イベント施策、無電柱化事業

3 アウトドア観光の推進

主な取組

- 自然環境資源を活用した低負荷観光の推進

主な事業

エコツーリズム事業、かわまちづくり事業、体験交流施設管理

4 広域連携による圏域の魅力づくり

主な取組

- 近隣市町との連携による圏域の魅力づくりの推進

主な事業

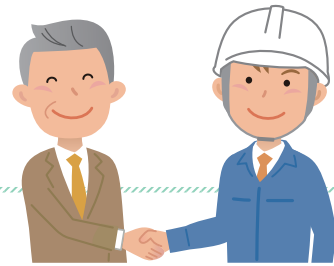
井原線沿線観光連盟事業、井笠広域観光協会事業、高梁川流域事業

目標4 活力ある産業が「交流」を生むまち

関連施策分野 農林・商工・観光

基本施策 4-4

産業連携



施策の基本方針

産業連携により 地域の活性化と産業振興を推進する活力あるまち

地域の産業や特徴を活かした連携により多くの人々を町内に呼び込むとともに、農林業、商工業、観光業等多様な分野が連携することで、付加価値と経済の波及効果によるまちのにぎわい創出を目指します。

現状と課題

現 状

一次産業は農業が中心で、水稻、果樹、野菜等が栽培されており、近年ではリーキーやズッキーニ等のイタリア野菜の栽培に取り組んでいます。

二次産業は企業誘致により大規模な工場等製造業の事業所があり、従業者数も一定規模あります。

三次産業については、商店街を中心とした商業エリアと大型店舗等が町内に複数店あり、町民だけでなく近隣からの来訪者も増加傾向にあります。また、宿場町としての歴史ある町並みや古民家を活用した賑わい創出施設や宿泊滞在施設があります。

課 題

人口減少、高齢化、後継者問題等、各産業で後継者や担い手等人材の確保が難しい状況が続いており、人材確保や育成への対応が必要です。

物価や人件費の高騰等、産業を取り巻く環境は厳しく、各事業の安定的な成長を確実にし、投資等に結び付けられる取組が必要です。

生産量を増やすだけでは競合との価格競争になるため、特色あるブランドづくりや付加価値の高い製品づくりが必要です。

豊かな自然や歴史ある町並み等魅力ある資源はありますが、個々の利活用に留まっていることから、新しい魅力の創出につながる産業間、事業者間の連携が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 観光振興ビジョン
- イタリア野菜生産振興事業

施策の展開

関連するSDGs



1 DMOによる観光連携体制の強化

主な取組 ● やかげDMOによる事業者、各種団体、地域住民等との観光連携体制の強化

主な事業 DMO事業補助

2 生産と販売の連携強化

主な取組 ● 生産者と販売者の連携強化によるイタリア野菜等、特産品の販路拡大の推進

主な事業 イタリア野菜生産振興事業、フレンドマーケット

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策 5-1

住民参加と協働



施策の基本方針

町民がつながり 支え合う協働のまち

町民への適切な行政情報の提供や主体的な活動の支援を通じて、みんなで支え合う持続可能な協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

現状

広報紙やホームページを中心とする広報活動とともに、SNSや各種メディアを活用した広報活動を行っています。

町民提案箱により町政に対する意見を聴取する広聴活動を行っています。

「まちピカ応援事業」として、町内の認定路線、町管理河川及び公園の維持管理を主体的に実施する町民団体に対する支援を行っています。地域住民による里道等の管理については、原材料支給による支援を行っています。

「ふるさと創生事業」として、町民団体が自主的に活動を行う地域活動に対し支援を行っています。また、各地区公民館に地域支援員を配置し、地域活動のサポートをしています。

課題

行政情報の提供について、地域、世代等による情報格差や、届けたい町民まで情報が届かず、町民の参加や協働の行動に結びつかない状況もあり、広報活動の在り方の検討が必要です。

広報ツールが多岐にわたることによる運用の複雑化や広報効果、評価測定の難しさへの対応が必要です。

「まちピカ応援事業」及び里道等の管理について、参加促進、DX活用等による手続きの簡素化、備品等の貸出し、原材料支給を通じた負担軽減や、若い世代の参加促進の取組が必要です。

「ふるさと創生事業」について、高齢化により、活動を断念する団体も増加傾向にあり、新たに地域活動を行う団体の参加促進の取組が必要です。

関連する個別計画・条例等

- ふるさと創生事業実行委員会



施策の展開

1 広報活動の充実

主な取組

- 「広報やかげ」の全世帯配布を通じた行政情報の提供
- 障害者就労施設と連携した広報紙の発送作業等による福祉推進や官民連携
- 矢掛放送や町のYouTube「広報やかげの部屋」を通じた情報発信
- ホームページ等を活用した情報発信方法の再構築
- 広報のデジタル化の推進

主な事業

広報やかげ制作業務、広報紙等配付委託、広報紙等封入委託

2 協働のまちづくりに向けた活動支援

主な取組

- 「まちピカ応援事業」等による町民の主体的な活動支援の実施
- 「ふるさと創生事業」による多様な活動団体の支援と町民の参加促進への取組
- 各地区公民館への地域支援員の配置

主な事業

まちピカ応援事業、ラジコン式草刈機等貸出事業、原材料支給による支援、ふるさと創生事業、地域支援員制度

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策
5-2

地域コミュニティ



施策の基本方針

多様な主体が支え合うまち

町民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的に参画し、地域課題の解決に向けて多様な主体と連携、協働するとともに、若い世代の声も積極的に取り入れ、個性と活気にあふれる地域社会を目指します。

現状と課題

現 状

7つの自治協議会を中心に、自治会、町内会をはじめ、様々な団体により防犯活動、防災活動、環境美化活動等の地域活動が行われていますが、少子高齢化や人口減少等を背景に、活動内容が制限される地域が増えています。

コミュニティ活動の拠点となる公会堂等集会施設の老朽化等により、利用が減っています。

課 題

自治会や町内会等の地域での活動を主体とする団体では、役員の高齢化や担い手不足により、存続が危ぶまれている団体が増えており、活動内容の見直しや担い手不足を補うことが必要です。

公会堂等集会施設の整備に対する支援が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 自治協議会連絡会
- 自治協議会事業補助金
- 公会堂等集会施設・備品整備事業補助金

施策の展開

関連するSDGs



1 コミュニティ活動の支援

主な取組

- 若い世代の町内会活動への参加促進
- 町内会活動に対する支援
- 地域の活性化及び課題解決に向けた事業に取り組む自治協議会に対する支援

主な事業

町内会への加入手続のオンライン化、自治組織補助事業、自治協議会連絡会議の開催

2 コミュニティ施設の整備、充実

主な取組

- 公会堂等集会施設の整備の支援

主な事業

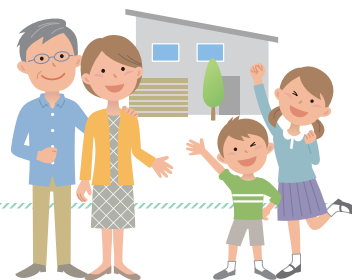
公会堂等集会施設整備事業、公会堂等集会施設備品整備事業、コミュニティ助成事業

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策 5-3

関係人口の拡大



施策の基本方針

人と地域がつながり 広がる交流により選ばれるまち

地域と継続的に関わる関係人口の拡大に取り組み、交流を育みながら移住・定住を促進します。

現状と課題

現状

企業誘致による地域経済の活性化や雇用の拡大を図るとともに、都市部住民の参加による地域づくりや活性化を図っている「おかやま元気！集落」に対する支援を行っています。

空き家の利活用や住宅新築への支援を行うとともに、良好な住宅用地の供給による移住・定住の促進に努めています。また、移住相談会やセミナーを開催し、広く周知を図っています。

民間企業や他の自治体と「包括的連携協定」を締結し、住民サービスの向上や地域の活性化に努めています。

課題

関係人口の創出・拡大のため、企業誘致の促進や、移住・定住施策の強化、地域の維持に取り組む集落への支援が必要です。

定住促進施策や空き家活用施策・移住施策の更なる推進が必要です。

地域活性化の相乗効果を創出するため、多分野での更なる連携の推進が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 企業立地促進奨励金交付要綱
- お試し住宅管理条例
- 移住支援金交付要綱
- 包括的連携協定
- フレンドタウンシップ協定

施策の展開

関連するSDGs



1 関係人口の創出、拡大

主な取組

- 良好な工場用地の提供による企業誘致の促進
- 都市部での移住・定住イベントや相談会等の実施
- 幅広い世代の様々な機関と連携し、交流を通じた地域づくりの支援を実施

主な事業

企業誘致促進事業、関係人口化事業、地域づくり支援事業

2 移住、定住の促進

主な取組

- 住宅の新築や空き家の活用支援
- 移住相談会やオンラインセミナー等の実施
- 移住支援サイトを通じた物件情報等の提供
- 企業誘致による就業機会の確保や「やかげ学」など地域密着プログラムを通じた地域愛着心の向上による定住促進の推進

主な事業

定住促進事業、移住支援事業、空き家活用事業

3 多分野との連携

主な取組

- 多分野との包括的連携の推進
- フレンドタウンシップ協定に基づく友好交流活動の推進

主な事業

包括連携協定に基づく各種連携事業
文化・教育・スポーツ・産業等の幅広い分野での友好交流事業

■ 包括連携協定締結企業等

㈱モンベル：【環境、子育て、健康増進、防災、地域経済活性化、農林水産、高齢・障害者】

岡山県立矢掛高等学校：【まちづくり・地域活性化、人材育成、魅力づくり、教育環境整備】

明治安田生命保険相互会社：【健康づくり、高齢者福祉、子育て支援】

日本郵便㈱(矢掛町内郵便局)：【安心安全な暮らし、地域経済活性化、子どもの育成】

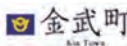
㈱電通西日本：【デジタル化】

(一社)日本自動車連盟(JAF)：【交通、観光、防災】

全国健康保険協会岡山支部：【健康づくり】

穴吹エンタープライズ㈱：【観光・物産、移住・定住、文化・スポーツ、地域振興】

■ フレンドタウンシップ協定

沖縄県金武町【文化・教育・産業】 

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策 5-4

人権と多様性の尊重



施策の基本方針

誰もが尊重し合い 共に自分らしく暮らせる人権尊重のまち

全ての人が個人として尊重され、尊厳を守り、違いを尊重し合いながら共に自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

現 状

複雑化、多様化する人権課題に対して、重点課題を決めて啓発、解決に向けて取り組んでいます。

本町では、平成9(1997)年に「人権尊重の町宣言」を制定し、総合的な人権施策の推進に努めていますが、国際化、情報化の進展等を背景に、人権問題は一層多様化、複雑化しています。

多くの町民が人権に関心を持つことができるよう、講演会や広報等の啓発を継続的に実施しています。

人権問題に関わる悩みごとについて、町民が相談できる体制づくりに取り組んでいます。

男女共同参画の意識を醸成するため、講演会の実施や広報紙等を通じた啓発活動を実施しています。

女性の各種審議会等での登用については、働きかけてはいるものの、十分とは言えない状況です。

各産業の担い手として外国人の役割が大きくなっています。

課 題

多様な人権課題に向けては、人権意識の啓発と向上、多様化する人権課題への対応、人権侵害の防止と救済のための仕組みづくり等が必要です。

人権問題に対して、町民が気軽に相談できるよう、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実と相談窓口の周知を強化することが必要です。

犯罪や非行を行った人の立ち直りを支える更生保護について、関係機関等と連携した多様な支え合いが必要です。

女性の社会進出は進んでいるものの、性別による固定観念的な意識が残っており、解消していくことが必要です。

男女共同参画社会の形成のため、各種審議会等による女性登用率を高めることが必要です。

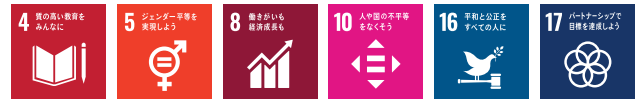
外国人の増加に伴い、日常生活に必要な情報提供や多言語対応の体制整備が必要です。

関連する個別計画・条例等

- 岡山県人権政策推進指針
- 岡山県人権教育推進プラン
- 人権教育推進事業計画
- 人権尊重の町宣言
- 男女共同参画プラン

施策の展開

関連するSDGs



1 人権教育の総合的な推進

主な取組

- 基本的人権に関わる様々な人権問題についての人権教育の推進
- 地域、学校、企業等での人権問題についての啓発や研修の実施

主な事業

人権教育研究発表、ブロック研修会、人権教育講演会、論語教育、人権スポーツふれあい教室、人権教育研修講座、教育講演会、人権教育地区懇談会、出前講座、企業研修会、現地視察、人権ポスター・作文・標語の募集、人権教室、啓発資料の整備(人権DVD)

2 人権啓発の推進

主な取組

- 人権擁護委員や行政相談委員、関係機関等との連携による相談体制の充実
- 立ち直りを支援する更生保護についての普及啓発

主な事業

なやみごと相談(人権擁護委員、行政相談委員)、社会を明るくする運動・地域住民の集い、人権の花運動

3 男女共同参画の推進

主な取組

- 啓発活動の実施
- 各種審議会等を所管する部署への女性委員の登用の働きかけ
- 男女共同参画社会を推進する市民団体との連携及び当該団体への支援

主な事業

男女共同参画推進事業

4 多文化共生への対応

主な取組

- 外国人に分かりやすい日常生活に必要な様々な情報の発信
- 地域の団体、企業、学校等との協働による外国人との交流の機会の支援

主な事業

外国語が可能な学習支援員の配置、日本語教室支援

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策 5-5

AI時代のDX推進と イノベーション創出



施策の基本方針

誰一人取り残さない 人に優しいデジタル化のまち

情報通信技術やAI技術を活用し、町民生活の利便性を高めるとともに、行政運営の効率化、高度化や情報セキュリティの強化を推進します。

現状と課題

現状

行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、スマートフォン教室等の取組を進めています。また、テレワークシステム^{※1}の導入等、働き方改革を推進しています。

コンピューターウイルス等の感染や不正アクセスへの対策を行うとともに、セキュリティポリシーの見直しや職員研修の継続的な実施、情報セキュリティ監査の実施に向けた取組を進めています。

課題

既存システムの利用率向上や、新たなシステム導入等に継続して取り組み、町民の利便性向上や多様化する町民ニーズへの対応を目指していくとともに、事業を推進する人材の育成、確保が必要です。また、各種システムのクラウド^{※2}化や他自治体との共同利用についての検討が必要です。

人的要因による情報漏えいの防止に向け、高度なセキュリティ対策の実施とともに、職員の情報セキュリティレベルの更なる向上が必要です。

※1【テレワークシステム】ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークに必要な機能を備えたITシステムのこと。

※2【クラウド】データの保管や利用等をインターネット上で行う仕組みのこと。

関連する個別計画・条例等

- デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画
- 情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 情報セキュリティポリシー

施策の展開

関連するSDGs



1 行政運営の効率化、高度化による町民の生活利便性向上

主な取組

- マイナンバーカードを活用した電子申請やコンビニ交付等、行政手続き簡素化の推進
- インターネットを介した各種システムの構築等による行政運営の効率化推進
- AI等デジタル技術を活用した事務効率化による町民サービスの質や利便性向上
- デジタル技術を活用しにくい町民へのサポートの拡充

主な事業 自治体DX推進事業

2 社会のデジタル化に対応した情報セキュリティの向上

主な取組

- 情報セキュリティ対策向上のための「ゼロトラスト[※]」等の新しい技術の導入検討
- 継続的な職員研修や情報セキュリティ監査等の実施による情報セキュリティ対策や個人情報保護についての職員の資質向上

主な事業 情報セキュリティ対策事業

※【ゼロトラスト】ゼロトラストとは、庁内からのアクセスも含めてあらゆる通信を信用せず、情報資産への脅威を防ぐというセキュリティ対策の考え方のこと。

目標5 個性が輝く協働のまち

関連施策分野 町民・行政

基本施策 5-6

行政運営



施策の基本方針

健全で持続可能な行政運営のまち

町民のニーズや多様化する行政課題に対し、健全な財政運営を確保しながら、町民に信頼され、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる効率的な行政運営を目指します。

現状と課題

現状

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を活用し、財源の確保に努めています。

これまでの行財政改革の取組により、効率的な行政運営の成果を挙げるとともに、中期的な財政計画により、安定した財政運営をしています。

人口減少が続いている中、町民サービスにおいては、多様化するニーズへの細やかな対応が求められるようになってきました。

地域おこし協力隊^{※1}及び地域活性化起業人^{※2}等の外部人材を活用し、地域課題の解決を図っています。

課題

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について、周知PR等により寄付額を増やす取組が必要です。

行政課題の多種化や多様化、景気の低迷や地方創生、地方分権の推進等を背景にした地方主導での事業の展開等が予測されることから、財源確保に向けた財政改革に、より一層取り組むことが必要です。

町民に信頼され、安心できる行財政運営を推進するため、費用対効果を踏まえた、持続可能で効果的、効率的な行政サービスの提供が必要です。

脱炭素社会やDXの推進等の新たな課題に対応していくため、現状の事務の効率化や削減、またその推進に必要な専門人材の確保等の取組が必要です。

職員の資質向上のため、諸課題に迅速かつ柔軟に対応できるための組織づくりが必要です。

※1【地域おこし協力隊】自治体の委嘱を受け地域の問題解決や活性化のための活動に携わる都市部から過疎化が進む地域に移住した人のこと。

※2【地域活性化起業人】三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら業務に従事する即戦力人材のこと。

関連する個別計画・条例等

- 公共施設等総合管理計画
- 財政運営適正化計画
- 財政事情の作成及び公表に関する条例

施策の展開

関連するSDGs



1 健全な財政基盤の確保

主な取組

- ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附金の受入れ増による財源の確保
- 町債残高縮減のための計画的な繰上償還の実施

主な事業

予算編成事務、起債事業、公会計事業、ふるさと納税事務

2 効果的・効率的な財政運営の確立

主な取組

- 財政状況の分析、公表の実施
- 事業の重要度や緊急度を勘案した選択と集中による既存事業の見直しの推進

主な事業

地方財政状況調査事務、地方財政計画策定事務

3 公共施設の維持管理、更新

主な取組

- 的確な現状把握による計画的な修繕、更新の実施
- 人口減少を勘案した建替えや施設の統廃合の検討

主な事業

財産維持管理事務、財産活用事務

4 持続可能な行政運営の確立

主な取組

- AI等デジタル技術の活用を踏まえた職員の生産性の向上
- 抜本的な業務改革の実施

主な事業

全分野での業務改革(抜本的な事務処理の見直し)、
生成AIやRPA*等の効果的な活用方法の検討・導入、
アナログ規制例規の見直し

※【RPA】Robotic Process Automationの略称。主な業務範囲は定型業務の自動化であり、情報取得や入力作業、検証作業等の定型的な作業を行うこと。

5 人材の確保・育成

主な取組

- 職員の資質向上、能力開発のための人事制度の実施
- 職員が持つ能力の自発的向上や自己啓発のための研修制度の実施
- 適正な人事評価制度を通じた人材の育成
- 新たな課題に対応するための専門人材確保の検討
- 地域おこし協力隊及び地域活性化起業人等の外部人材の活用

主な事業

職員研修(庁舎内・外部)、地域おこし協力隊制度、地域活性化起業人制度

資料編

→ 1 第7次矢掛町振興計画策定経過

→ 2 第7次矢掛町振興計画審議会委員名簿

→ 3 災害関連協定一覧



→ 1 第7次矢掛町振興計画策定経過

令和7年

2月 矢掛町 まちづくりのための町民アンケート調査
矢掛町 まちづくりに関する中学生・高校生アンケート

3月 1日 矢掛町まちづくり住民ワークショップ

7月 1日 第1回 矢掛町振興計画審議会
町長より矢掛町振興計画審議会会長へ
「第7次振興計画基本構想及び前期基本計画」について諮問

8月27日 第2回 矢掛町振興計画審議会

11月19日 第3回 矢掛町振興計画審議会

12月17日 第4回 矢掛町振興計画審議会

12月26日～ パブリック・コメント
令和8年1月16日

令和8年

2月 6日 第5回 矢掛町振興計画審議会
矢掛町振興計画審議会会長より町長へ
「第7次振興計画基本構想及び前期基本計画」について答申

→ 2

第7次矢掛町振興計画審議会委員名簿

職名	氏名	選出区分	備考
会長	岩淵 泰	知識経験者	岡山大学
副会長	江木 輝哲	住民代表	自治協議会連絡会会長
委員	浅野 毅	議会議員	議会議長
委員	石井 信行	議会議員	議会総務文教常任委員長
委員	田中 輝夫	議会議員	議会産業福祉常任委員長
委員	青江 淳子	住民代表	教育委員(教育長職務代理者)
委員	藤原 立志	住民代表	社会教育委員長
委員	嶋山 英二	住民代表	社会福祉協議会 会長
委員	堀 雅憲	住民代表	自治協議会連絡会副会長
委員	日置 彰雄	住民代表	老人クラブ連合会会長
委員	清水 誠一	住民代表	地区公民館連絡協議会会長
委員	高木 幹夫	住民代表	矢掛町消防団長
委員	高月周次郎	住民代表	農業委員会会長
委員	岡田 玲子	住民代表	愛育委員会会長
委員	堀 伸二	住民代表	矢掛町観光交流推進機構代表理事
委員	妹尾 茂	住民代表	特定非営利活動法人やかげスポーツクラブ 理事長
委員	山部 慎一	住民代表	晴れの国岡山農業協同組合 専務理事
委員	岡本 緑	住民代表	やかげ女性連絡協議会長
委員	片山 和典	住民代表	防災士の会 会長
委員	高見 知宏	住民代表	備中西商工会矢掛地区運営会議代表理事
委員	渡邊 真	住民代表	矢掛放送代表取締役
委員	山部美由紀	住民代表	おかやま農業女子
委員	原田美智子	住民代表	医療従事経験者・元看護部長
委員	川上 春奈	住民代表	やかげ町家交流館スタッフ

→ 3 災害関連協定一覧

令和8年3月31日現在

協定名	締結日	協定締結先
【公共機関の災害時協力体制】		
災害時における矢掛町・矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書書	平成9.5.13	矢掛町内郵便局
災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定	令和2.10.23	中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンター
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成28.8.30	一般社団法人岡山県LPガス協会 井原支部
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	平成29.3.24	一般社団法人日本自動車連盟 中国支部
矢掛町と日本郵便株式会社矢掛町内郵便局との包括連携に関する協定	令和3.1.28	日本郵便株式会社 矢掛町内郵便局
【避難所に係る協定】(施設利用に係る協定)		
非常災害時における避難施設利用に関する協定	平成17.11.30	岡山県矢掛高等学校
風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に関する協定	平成30.10.16	福井建設工業株式会社
災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定	令和2.8.18	備中西商工会
【避難所に係る協定】(運営支援に係る協定)		
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平成29.5.1	NTT西日本株式会社(岡山支店)
災害時等における畳の提供に関する協定	平成30.6.28	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	平成30.10.16	公益社団法人 岡山県柔道整復師会
災害時における特設テレビの設置及び利用に関する協定	令和1.11.15	矢掛放送株式会社
【福祉避難所に係る協定】		
災害時に要援護者に福祉避難所として矢掛町介護老人保健施設たかつま荘を使用することに関する協定	平成25.3.22	矢掛町介護老人保健施設たかつま荘
災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成25.3.22	社会福祉法人 メルヘンドルフ福祉会

協定名	締結日	協定締結先
災害時に要援護者の福祉避難所として小規模多機能ホームぼちぼちを使用することに関する協定	令和1.7.11	株式会社かむら堂
災害時に要援護者の福祉避難所としてグループホーム本陣を使用することに関する協定	令和1.7.12	有限会社本陣会
災害時に要援護者の福祉避難所として介護老人保健施設リハビリラポルソ矢掛を使用することに関する協定	令和2.7.8	医療法人社団新風会 介護老人保健施設 リハビリラポルソ矢掛
災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書	令和8.3.17	岡山県立西備支援学校
【物資供給に係る協定】		
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成18.9.16	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成18.9.28	晴れの国岡山農業協同組合
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成18.9.28	株式会社マツサカ
災害時における支援協力に関する協定	令和3.7.16	マックスバリュ西日本株式会社
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成28.12.19	生活協同組合おかやまコープ
災害救助物資の調達に関する協定	令和1.7.12	株式会社ジュンテンドー
災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定	令和2.12.7	大王パッケージ株式会社
災害時における物資供給に関する協定	令和3.11.4	株式会社ナフコ
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4.7.27	佐川急便株式会社
災害時における物資供給に関する協定	令和6.11.27	萩原工業株式会社
災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書	令和7.11.4	一般社団法人 岡山県キッチンカー協会

協定名	締結日	協定締結先
【公共土木施設等に係る応急措置等】		
災害時における応急措置等の実施に関する協定	平成25.12.1	一般社団法人岡山県建設業協会矢掛支部 株式会社出原建設 株式会社横畑組 株式会社共生 坂川建設鋳業株式会社 山陽建設株式会社 有限会社竹内工業 福井建設工業株式会社 株式会社三好組 株式会社矢建 山岡建設株式会社 有限会社山本組 株式会社青江造園土木 株式会社江尻設備 株式会社ナカハラ 山室農機有限会社 有限会社信長興業
【通信・情報伝達に係る相互応援】		
矢掛町防災情報放送の実施に関する協定	平成19.1.1	矢掛放送株式会社
アマチュア無線による災害時応援に関する協定	平成26.9.1	アクティブハムクラブ
災害時における情報共有と緊急放送に関する協定	令和1.11.15	矢掛放送株式会社
災害時に係る情報発信等に関する協定	令和3.12.13	ヤフー株式会社
【被災者支援に係る協定】		
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	令和3.7.16	マックスバリュ西日本株式会社
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	令和3.8.20	社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会
【相談業務に係る協定】		
災害時における行政書士業務相談に関する協定	平成29.6.1	岡山県行政書士会
災害時にける法律相談業務等に関する協定	令和3.2.8	岡山弁護士会
【災害廃棄物処理に係る協定】		
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和2.6.1	大栄環境株式会社
【防災拠点に係る協定】		
「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業に関する協定	令和5.2.17	公益社団法人 B & G財団

第7次矢掛町振興計画

発行 令和8年3月

編集 岡山県矢掛町企画課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018
TEL:0866-82-1010 FAX:0866-82-1454
E-mail:info@town.yakage.lg.jp
URL:<https://www.town.yakage.okayama.jp/>

YAKAGE
EVOLVING  GROWING